

2 課題と方法

ミュンスター再洗礼派運動は最終的に特異なかたちを取ったとしても、都市で起こった宗教改革運動の一種であるため、都市宗教改革の文脈の中に位置づけられる必要がある。そのため、先ず都市宗教改革研究の研究史と課題を把握し、その文脈の中にミュンスター宗教改革・再洗礼派運動研究の研究史と課題を位置づける。こうして課題を明確にした後、その課題を検討するための方法を詳述する。

1 都市宗教改革研究の課題

1.1 研究史の状況：都市宗教改革の共同体主義的性格

1960年代から80年代にかけての宗教改革研究で大きな注目を浴びたのは、都市の宗教改革であった。宗教改革は都市的な現象だと見なされ、ドイツでも、英語圏でも、日本でも数多くの研究が出された⁴⁴。

これらの都市宗教改革研究では、都市住民の共同体への帰属意識が宗教改革運動の進展に与えた影響を強調する傾向にあった。このような見方を広める嚆矢となったのが、帝国都市の宗教改革においてゲノッセンシャフト的精神が運動推進のための最も重要な推進力であったと指摘した1962年のベルント・メラー『帝国都市と宗教改革』である⁴⁵。彼は、中世末の都市は市民共同体と教会共同体が一つに重なった「聖なる共同体」であり、市参事会も市民もそれぞれの職分に応じて公益、都市全体の救済に配慮すべきであるというゲノッセンシャフト的な考え方を共有していたと指摘した。そして、このような彼らの共同体理念が宗教改革の理念と合致したために、帝国都市において宗教改革の理念が受容され、運動を成功に導いたと考えた。また、ハインツ・シリントは、領主を持つがゆえにゲノッセンシャフト的理念に基づく宗教改革が成り立たないとメラーが見なした領邦都市も、高度な自治権とゲノッセンシャフト的伝統を持っていたことを明らかにした。そして、メラーのテーゼを、帝

国都市だけでなく、領邦都市、司教都市といった他の種類の都市にも適用できることを示した⁴⁶。

さらに、ペーター・ブリックレは、このメラーのテーゼは都市だけでなく農村でも当てはまると考えた。彼によれば、都市や農村の共同体は、宗教改革理念を、共同体による教会及び政治的自治を擁護するものだと見なしていた。そのためブリックレは、共同体主義が、南ドイツの帝国都市のみならずあらゆるタイプの都市、さらには農村をも含む全ドイツ社会で宗教改革運動を推進させた基本原理であったと評価して「共同体宗教改革」というモデルを提唱した⁴⁷。人々が宗教改革を受け入れる際にゲノッセンシャフト的精神あるいは共同体主義が重要な役割を果たしたというメラーのテーゼの適用範囲は、当初彼が想定していた帝国都市だけでなく、領邦都市や農村共同体にも拡大されていた。

このようにメラーやブリックレは、ゲノッセンシャフト的理念や共同体主義という市民あるいは平民の理念と宗教改革の神学との親和性を宗教改革運動の原動力と見なし、それらの理念を抱いていた市民あるいは平民、そして彼らによって構成される都市共同体を宗教改革運動の中心的担い手であると捉えた。

1.2 研究の課題：都市の多様な住民の参加を考慮する必要性

しかし、宗教改革運動は、市民あるいは都市共同体によってのみ支持された運動ではなかった。市民以外の様々な都市住民もまた、それぞれのやり方で宗教改革運動に参加していた。

先ず、都市のお上である市参事会が宗教改革運動で果たした役割が無視できないものであったという指摘が様々な研究者によってなされた。

メラー以降、市民や平民が宗教改革の主要な担い手だと考えられるようになると、市参事会は主に宗教改革運動の障害として消極的な役割を与えられることになった。ブラディは、シュトラースブルクの市参事会員職を独占していた門閥市民が教会や修道院と密接な関係にあったことを明らかにし、彼らはできるだけ少なく、しかし自分達の支配的地位を

守るために必要なだけは改革したと結論づけた⁴⁸。またブリックレは、宗教改革運動の主要な担い手は市民や民衆であり、市参事会ではなかったと指摘している⁴⁹。

しかし、オズメントやシュミットは都市で宗教改革が導入される場合、市参事会による受容、公認が必要であったため、市参事会の役割は重要だったと評価した⁵⁰。またゲルツは、都市における宗教改革運動は、程度の差はあれ市民と市参事会の協力によって進められたと宗教改革における市参事会の関与を一定程度認めている⁵¹。さらに渡邊伸は、シュトラースブルクの市参事会は中世以来自らの支配領域の教会や聖職者への統制を強めようとしており、同様の目的で宗教改革を積極的に進めていく場合があったことを指摘した。彼はこのような傾向は領邦君主にも見られるとし、市参事会与諸侯が公権的教会改革を行っていたと評価した⁵²。

以上のように宗教改革に対する市参事会の態度は、大別すると宗教改革運動を阻害すること、公認すること、市民と共に推進すること、主体的に推進することという四つに分類される。しかし、市参事会主導の宗教改革の存在を否定するメラーやブリックレが、宗教改革の制度化における市参事会の役割を認めていることから明らかなように⁵³、これら四つの態度は相互に排他的だったわけではない。

市参事会が最初から積極的に宗教改革を推進した例は余り見られなかったにせよ、彼らは単なる宗教改革の阻害者ではなく、より多様な態度を取っていた。市参事会が以上の四つの態度のいずれを取るにせよ、都市宗教改革の進展に大きな影響を与えていたことは確かであり、市参事会が宗教改革運動で果たした役割は無視できない重要性を持っている。

またハムは、宗教改革を「上から」と「下から」に二分し対置するブリックレ的な見方を批判し、ブリックレが共同体的宗教改革の時代だと見なす1525年以前に、既に都市のエリート層が宗教改革を受容していたことを強調した。南ドイツでは宗教改革の最初の支持者は、上層市民、人文

主義者、法曹、市参事会の書記、学校教師、さらには医師や出版業者など、都市の知的エリート層、さらには説教師や修道士のような聖職者であった⁵⁴。

他方で、農村でも都市でも多くの住民が共同体の正規の成員ではなく、共同体自治から排除されていた。メラーやブリックレの論は、このような住民を考慮に入れていないという指摘も存在する。ルッツは、ブリックレが農民戦争や宗教改革の主体であったと見なした「平民 (gemeiner Mann)」という用語の用法を精査し、平民という用語が示す人々の範囲を明確にした。その結果、南ドイツの都市や農村共同体では、「平民」は民衆全体ではなく、都市や農村のゲマインデに属していた人々、つまり南ドイツの都市においては家屋を持ちツンフトに属する市民、農村においては家を持ちゲマインデ集会に参加する権利を持つ完全農民のみを指す用語であり、多くの成人が「平民」には該当しなかったことを明らかにした⁵⁵。スクリプナーもまた、都市でも農村でも、扶養家族や奉公人、日雇い労働者、女性など大部分の住民が共同体の正規の成員として認められておらず、内部に階層格差や利害対立が存在していたことを指摘した⁵⁶。

しかし、グライエルツによれば、市参事会員資格のない都市住民の各階層がどのように宗教改革の教義を受け取ったのかについて、綿密に分析を行った研究は存在しない⁵⁷。この指摘は1985年とかなり以前に出されたレビュー論文でなされたものだが、管見の限りでは、その後も状況は変わっていない。スクリプナーも共同体の成員と非成員の共同体意識が異なっていたことを実証的に示しているわけではなく、彼の指摘は理論的な推測に留まっている。

また、宗教改革運動研究では、宗教改革運動に参加していた女性の役割が長らく無視されてきたが、80年代以降になると、宗教改革運動における女性の役割に関する研究が次々に現れるようになった⁵⁸。

以上のように、メラーの研究が公表されて以降大きく発展した都市宗教改革研究は、市民や平民だけでなく、支配層から下層民、女性まで、都市のあらゆる立場の人々が運動に関与していたことを明らかにしつつあ

る。ゲルツは、ニュルンベルク、チューリヒ、ミュールハウゼンという三都市の宗教改革の過程を検証し、全ての場合で宗教改革は、教会、市参事会、市民層の間の相互作用の編み細工によって生じたと見なしたが⁵⁹、このような様々な集団や階層が織りなす「相互作用の編み細工」がどのようなものであったかを明らかにすることは、都市宗教改革運動研究にとって本質的な重要性を持つであろう。

しかし、カウフマンが指摘するように1990年以降宗教改革研究で問題意識に大きな変化が起り、1980年代までは宗教改革研究の中心であった都市宗教改革研究は、1990年代以降下火になった⁶⁰。そのため、上記のような視点を包括して、都市宗教改革運動を把握しようという試みは未だ十分になされているとは言えない状況にある。

以上の都市宗教改革の研究状況を鑑みると、異なった社会的背景を持つ多様な住民がそれぞれ宗教改革に対しどのような態度を取っており、その進展にどのような影響力を及ぼしていたかを個別に把握すると同時に、彼らの主張や行動がどのように相互作用し、運動を進展させたかを明らかにすることが必要だと考えられる。その際、共同体主義などの規範がどの程度多様な住民に共有されていたのか、宗教改革運動に対する彼らの態度へどのような影響を及ぼしていたかも重要な問題となるであろう。

2 ミュンスター宗教改革・再洗礼派運動研究の課題

2.1 研究史の状況：共同体主義に基づいた運動

本書では、以上の問題を検討するためドイツ北西部ヴェストファーレン地方の中心都市ミュンスターで起こった一連の社会運動を分析する。ミュンスター市は、1525年の騒擾、1530年から33年にかけての宗教改革運動、1533年から34年2月にかけての三宗派分裂、1534年2月から35年6月にかけての再洗礼派統治と、16世紀に入ってから立て続けに激しい社会運動を経験した。ミュンスターの一連の社会運動は、短期間のうち

に中世以来の反教権主義的な騒擾から、宗教改革運動、さらには再洗礼派統治にまで急進化したという意味で、極めて特異なものであった。

再洗礼派統治の時代から20世紀後半までは、ミュンスター再洗礼派運動の参加者は主に貧窮した下層民であり、彼らが政治的・経済的理由で運動に参加し、反乱あるいは革命運動を引き起こしたという考え方が支配的であった⁶¹。19世紀半ばには、カール・アドルフ・コルネリウスが、ロートマンやヴァッセンベルクの説教師を支持したのは貧しい手工業者であり、富裕な中産市民が支持する市参事会と敵対したと、階級闘争の構図でミュンスターの宗派対立を説明した⁶²。1895年にはカール・カウツキーが、ミュンスター再洗礼派運動を、プロレタリアートによる共産主義実現の試みとして位置づけ、社会主義の先駆者として肯定的に評価した⁶³。第二次大戦後の1966年にも、東ドイツの歴史家ゲルハルト・ブレンドラーが、ミュンスター再洗礼派王国を、初期市民革命として性格づけた⁶⁴。

このような伝統的なミュンスター再洗礼派観を根底から覆したのが、1973年に発表されたカール・ハインツ・キルヒホフによるミュンスター再洗礼派の社会構造分析である⁶⁵。この研究において、彼は大きく分けて二つの画期的なテーゼを導き出した。第一に、この研究の中で彼は、ミュンスター占領後に司教によって没収された再洗礼派の財産リストに掲載された財産評価額を用いて、再洗礼派の財産階層を分析した。そこから、ミュンスター再洗礼派の財産階層は貧困層に偏っていたわけではなく、都市の住民は全ての階層で垂直的にルター派と再洗礼派に分裂したという分析結果を導き出した。第二に、彼は包括的な再洗礼派の人名リストを作り、都市支配層の変遷や再洗礼派統治期の役職について検討を加えた。そして、ミュンスター再洗礼派運動で下層民が運動の主導権を握ったことはなく、一貫して名望家層が指導的立場にあったことを明らかにした。

この二つの結論の研究史上の最大の功績は、ミュンスター再洗礼派を下層民中心の社会革命だと考える従来の見方を覆したことである。これ

によりその後の研究では、ミュンスター再洗礼派運動が生じた原因、運動の参加者の動機、そして運動の性格を、新しく捉え直そうという試みが促進された。

キルヒホフの研究成果に基づき、ミュンスターという都市の統治制度と一連の社会運動の関係を明らかにしたのが1975年のハインツ・シリントの研究である⁶⁶。彼によれば、中世以来、民衆の不満が高まり都市内で蜂起が生じた際に、市民委員会やギルド指導者達が彼らの要求を受け市当局と交渉し彼らの要求を認めさせることで、民衆の蜂起が無軌道にならないよう防いでいたという。彼はこの紛争解決のメカニズムを「ゲノッセンシャフト的蜂起運動」と呼んでいる。そして、都市支配層から排除されていた名望家層が、権力奪取のためにこのようなメカニズムを利用したことでエリート循環が生じたと指摘した。さらに、市参事会のお上の政策が市民の不満を招き、彼らが都市のゲノッセンシャフトの伝統に適合するロートマンの教説を自分達のイデオロギ的基盤に据えたため、ミュンスターにおける再洗礼派運動が多くの市民や下層民の支持を集めたと考えた。

また、倉塚平は、シリントの研究で十分検討されていなかった1533年以降の市内の宗派分裂の過程を再検討した。彼は、他の都市と違いミュンスターで再洗礼派が勝利できたのは、市参事会と全ギルド会議が共同で統治を行うという二極的統治構造があったためだと見なした。この統治構造はミュンスター特有のものであった。倉塚によれば、市参事会と並ぶ共同統治機関である全ギルド会議が、都市住民の下からの要求を市参事会に媒介する役割を果たしていたために、全ギルド会議の成員であった二流の名望家層は再洗礼派の利益を擁護せざるを得なかったという。そして市参事会と全ギルド会議の影響下にあった市民層も、その両者の分裂によって全ての財産階層を貫き垂直的に分裂したと考えた⁶⁷。

さらにシャーは、宗教改革や再洗礼主義の支持者、特に指導的な役割を果たしたギルド員は、キリスト教的な共同体主義に基づき、支配的地位を独占し、自分たちの自己利益を公益よりも優先する聖職者、門閥市

民、ギルドの指導者たちが壊した都市共同体の一体性、つまり都市市民の平等性と公共の福利への配慮を取り戻そうとしていたと見なした⁶⁸。ラルフ・クレツァーもまた再洗礼派運動は、都市のゲノッセンシャフトの伝統をその力の源泉にしていたとしている⁶⁹。

このようにキルヒホフ以降、ミュンスターの宗教改革や再洗礼派運動は、市民を主体とした共同体主義的な運動だと評価されるようになっていった。

1990年前後には、キルヒホフ（1988年）、クレツァー（1992年）、ラウバッハ（1993年）が、キルヒホフ以降のミュンスター再洗礼派運動研究の様々な成果を盛り込み、それまでの研究成果を総括するような研究を立て続けに発表した⁷⁰。これらの研究では、統治制度に主眼を置いたキルヒホフ以降の研究成果を土台として、ミュンスター再洗礼派運動を成立させた動機を明らかにしようとしている。キルヒホフとラウバッハは、ミュンスター市内のロートマン支持者が成人洗礼実行に踏み切ったのは、低地地方のメルヒオール派によってもたらされた終末期待を受け入れたためだと考えた⁷¹。他方、クレツァーは、ミュンスターでは、宗教改革期から再洗礼派統治期まで一貫して、聖人の共同体を作るために既存の社会秩序を変革することを目的としていたと主張した⁷²。この両者の間では論争が続いており、ラウバッハとクレツァーが近年行った論争の様子は、2012年に刊行されている⁷³。

2000年代に入ってから研究でも、ミュンスターで宗教改革運動が進展する過程よりも、再洗礼派主義が受け入れられた後の時期に検討の重点が移っている⁷⁴。例外は、2008年に刊行されたデ・バックカー等によるロートマンの思想と都市宗教改革を扱った研究である⁷⁵。彼らは、再洗礼派統治が始まる前の時期にも多くの紙幅を割いているが、主にロートマンの思想の変遷が分析の主眼となっており、市内の諸勢力の力学的関係に関する詳細な分析は行われていない⁷⁶。

このようにキルヒホフのミュンスター再洗礼派の社会構造分析は、それまでのミュンスター再洗礼派研究を根底から覆し、彼の研究以降ミュ

ンスターにおける再洗礼派運動の勃興を貧民の経済的困窮によって説明する見方は事実上駆逐された。そのため、キルヒホフの社会構造分析が、その後の再洗礼派研究の新たな出発点になったと言える。その後シリンクと倉塚が、ミュンスターの都市制度や市内での政治的力学に注目し、中世後期以来の都市蜂起や共同体主義的な都市宗教改革運動と関連づけた。これによって、ミュンスターの宗教改革運動や再洗礼派運動をより広い視野から捉えることができるようになったことも研究の大きな進歩であった。

2.2 研究の課題：都市の多様な住民の参加を考慮する必要性

しかし、再洗礼派統治以前を扱った上記の研究は、以下のような様々な問題を抱えている。

第一に、彼らの研究の基盤を成すキルヒホフの研究には問題があり、その信頼性が揺らいでいることである。その問題は、大きく分けると以下の三つである。

一つ目の問題点として、没収財産リストに出てくる者の数が少なすぎることが挙げられる。それ故ペトリは、再洗礼派の大部分は財産を持たない貧民であったと指摘した⁷⁷。シリンクや倉塚も、基本的にはキルヒホフのテーゼを受け入れつつも、下層民の大部分は再洗礼派に移行したと見なした⁷⁸。また、オルトマーとシントリンクは、財産価値が分かる人数が、住民の総数に対して少なすぎるので、それだけでは住民全体の財産階層について十分な証言力を持たないと評価した⁷⁹。

二つ目は、キルヒホフが再洗礼派の財産階層分布を評価する際に行った比較に関する不備である。彼が用いた没収財産リストには家屋や土地といった不動産のみの評価額しか記載されていないが、通常の財産階層分析で用いられる租税記録の税額はほとんどの場合不動産と動産を合わせた全財産の評価額によって決まっていた。再洗礼派統治以前のミュンスターの財産階層分布は租税記録が残っておらず利用できないため、キルヒホフが再洗礼派の財産階層分布を評価する際に比較対象として用い

たのは、1539年のエギディ市区と1525年のヒルデスハイムの財産階層分布だった。この二つの分布作成で使われた租税記録でも、全財産の評価額によって税額が算出されていた⁸⁰。このように双方の条件が全く違うので、不動産評価額のみによって算出された財産階層分布は、他の財産階層分布と比較ができず、この方法ではミュンスター再洗礼派の財産階層分布が貧困層に偏っていたかどうかは判断できない。さらに、キルヒホフは比較を行う際に、財産階層を異なった基準で区切っている。彼は貧困層を、一般によく用いられる基準である100グルデン以下の財産を持つ者だと見なし、ミュンスター再洗礼派の財産階層分布についてはこの基準を適用している⁸¹。しかし、彼が比較対象にしているエギディ市区とヒルデスハイムについては100グルデンを基準としていないため、適切な比較になっていない⁸²。

三つ目は、没収財産リストには、再洗礼主義を信奉しておらず、成人洗礼を強制された者の不動産も含まれていたので、キルヒホフが算出した財産階層分布は、そもそも再洗礼派の財産階層分布とは言えないということである。

以上のような方法上の不備があるため、70年代以降のミュンスター再洗礼派運動研究の土台を成してきたキルヒホフのテーゼを信頼することは、もはや不可能となっている。

しかし、キルヒホフ以降、ミュンスター再洗礼派の社会構造を再検討し、キルヒホフの研究を正面から乗り越えた研究は現れておらず、この状況は現在に至るまで変わっていない⁸³。このことは、キルヒホフに依拠している既存の研究の土台が大きく揺らいでいることを意味している。

第二の問題は、市民以外の住民が宗教改革運動で果たした役割に対する関心が著しく低下したことである。キルヒホフ以降の研究では、都市の名望家層と市民層がミュンスターの宗教改革運動や再洗礼派運動の主要な担い手であったと見なされたため、それ以外の住民、つまり貧困層や女性といった都市制度の中で周辺的な立場にいた人々、反対に市参事会や門閥市民層といった都市で支配的な役割を果たしていた機関や階層

が運動で果たした役割が軽視されるようになったことは問題であろう。

下層民を中心的な担い手だと見なしていた60年代までの研究は、市参事会や都市名望家がミュンスターの宗教改革で果たしてきた役割を正しく評価してこなかったし、逆にキルヒホフ以降の名望家や市民を中心的担い手だと見なす研究では、市参事会や下層民が宗教改革で果たした役割が十分に検討されなくなった。さらにエリート層以外の都市住民の階層格差や利害の相違が宗教改革で果たした役割に対する関心も薄れている。

また、ミュンスターでは圧倒的に女性の方が再洗礼主義を支持する傾向が強かったにもかかわらず、ミュンスターの再洗礼派女性に関する研究は極度の史料不足のために乏しく、彼女達が再洗礼主義を支持した動機は未だ明らかになっていない⁸⁴。

以上のように、運動における都市やギルドのゲノッセンシャフト的伝統の影響力が強調され、名望家や市民に関心を集中させるという視角は、メラー以降の都市宗教改革研究と共通しているため、前節で指摘した都市宗教改革研究の課題は、ミュンスター再洗礼派研究にも当てはまる。

第三の問題点は、既存の研究はいずれも、ミュンスターの宗教改革や再洗礼派運動の性格を一義的に説明しようという傾向が強いことである。既に見てきたようにこれまでの研究は、ミュンスター再洗礼派運動を、貧窮した貧民が財産を狙った運動、あるいは貧民による初期市民革命、あるいはゲノッセンシャフト的伝統を回復しようという運動、あるいは終末を待望する運動、あるいは身分制を廃絶する社会改革的な運動等と様々に性格付けてきた。つまり、いずれの研究も、運動全体を規定する中心的な性格や運動参加者の動機・目的があったことを想定している。そして、そのような見方は、往々にして運動の中心的担い手の想定と結びついてきた。

運動全体を規定する性格、運動の中心的支持者の存在を想定することは、複雑な運動を単純化し、分析や理解を容易にするという意味で有用である。しかし他方、中心的担い手を想定し、分析対象を予め絞るとい

う方法は、分析していない階層の住民が社会運動で果たした役割を正しく評価できないという非常に重大な欠点を持っている。

このような想定は、ミュンスターの宗教改革運動や再洗礼派運動に全階層の住民が参加していたことを考えると問題である。個々の階層が運動においてどのような役割を果たしていたかは、実際に検討してみないことには正確に評価できないためである。

また、都市には様々な階層や属性を持つ多様な住民が住んでおり、彼らの利害や目的は必ずしも一致したとは限らない。むしろ、立場が違う者は各々異なった利害関係や動機に基づき、宗教改革運動や再洗礼派運動に対する態度決定を行ったと考える方が自然である。この推定の蓋然性は、様々な集合行動研究で、運動参加者の間で必ずしも動機が一致するわけではないことが確認されていることから強められる⁸⁵。

そのため本書では、運動の中心的性格は何だったのか、運動の中心的な担い手はどのような階層だったのかという問いの立て方は行わない。その代わりに、先ずあらゆる階層、あるいはあらゆる属性を持つ人々を同じように扱い、それぞれがミュンスターにおける一連の社会運動に対し取った態度、各々が社会運動の中で果たした役割を個別に評価する。そして、多様な人々が各人の利害や意志に基づき行った行動が、いかに相互に影響しあい、運動を進展させていったかを分析する。それを通して、ミュンスターの宗教改革および再洗礼派運動の全体像を明らかにすることが本書の課題となる。

3 分析方法

本書では都市の宗教改革運動の全体像を把握するために以下のような方法を用いて分析を行う。

3.1 本書の構成と分析方法の概要

3.1.1 本書の全体構成

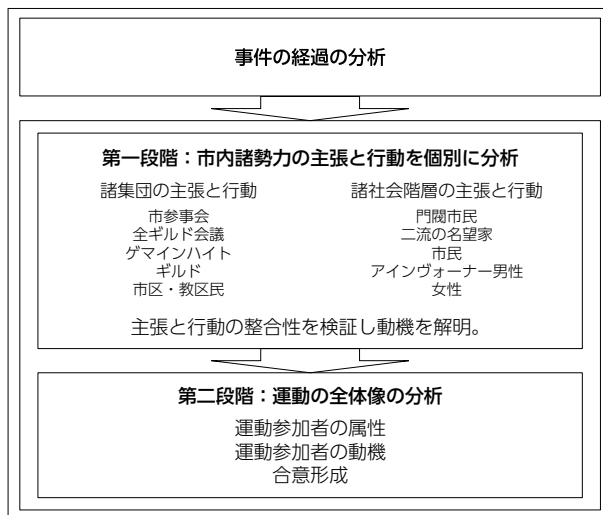
先ずミュンスターの各社会運動を、第一に個別的に、第二に通時的に

分析する。つまり、1525年の反教権主義的騒擾、1530-33年の宗教改革運動、1533-34年の再洗礼派運動という三つの社会運動を第3章から第5章にかけて個別に分析した後、第6章でその三つの社会運動全てを相互に比較しながら通時的に分析する。各社会運動それぞれを詳細に検討することによって、個々の社会運動の全体像を描き出す一方、複数の社会運動を相互に比較することによって、ミュンスターの様々な住民がそれぞれどのように主張・行動したか、そして彼らの行動がいかに相互作用し社会運動を進展させたか、その特徴を明らかにしようと試みる。

3.1.2 各社会運動の個別的分析の方法

第3章から第5章までの各社会運動の個別的分析は、以下の手順に従って行う。まず各社会運動の事件の経過を史料に基づき通時的に検証する。しかし、時系列に従った記述には極めて多様な要素が入り交じることになり、個々の集団や社会階層、運動全体の動機や行動の相互作用を整理して分析することが困難である。そのため、次に事件の経過の検証によって明らかになったことを個々の論点に整理して分析することが必要になる。本書では、以下の二つの段階に分けてそれらの分析を行う。(図1)

図1 各社会運動の分析



第一段階：様々な属性を持った住民が、社会運動においてどのように主張・行動していたかを分析する。

本書では、社会運動に対する個人の態度決定は、集団や社会階層への帰属意識や備えている様々な属性によってある程度規定されていると仮定して分析を行う。この仮定は、都市共同体やギルドの集団規範であるゲノッセンシャフトの精神や共同体主義が、宗教改革運動で人々の態度を規定していたという、これまでの宗教改革運動研究の前提に倣ったものである。そのため、本書では、様々な属性を持った住民が、各社会運動でどのような行動を取り、どのような主張を行ったかを検証することで、彼らの社会運動に対する態度を明らかにしようと試みる。

しかし、彼らの主張が彼らの態度決定の意図を忠実に表したものであるとは限らない。そのため、彼らの主張が実際の態度決定と整合性があるかどうかを含めて検証する。このように個々の属性を持つ都市住民の主張と態度決定の整合性を検証することで、宗教改革運動で彼らの態度決定を規定していた要因の特定を試みる。

その際、個別に分析する対象は、以下の通りである。先ず都市制度上の集団である1. 市参事会、2. 全ギルド会議、3. ゲマインハイト、4. ギルド、5. 市区・教区民。そして、政治的社会階層である6. 門閥市民、7. 二流の名望家、8. 市民、9. アインヴォーナー男性、10. 女性。これら10に分けた対象の主張と行動を分析する。

第二段階：様々な属性を持つ住民の個々の行動や主張が、どのように相互作用して社会運動を進展させていったのかを以下の三つの手順を用いて分析し、社会運動の全体像を俯瞰する。

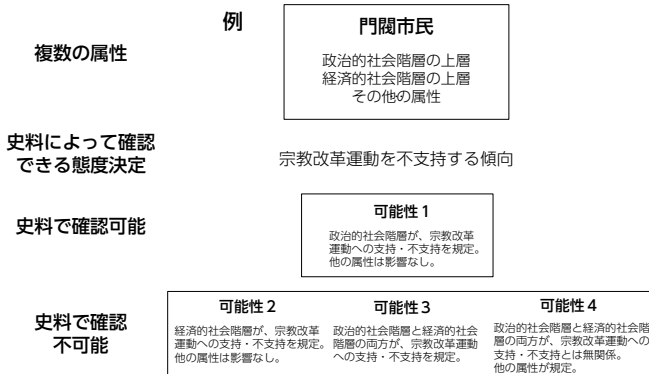
分析の手順1：都市住民の属性が、社会運動における彼らの態度決定をどのように規定していたかを検討する。

先ず、分析の第一段階で個々の集団・社会階層が、それぞれ社会運動に対してどのような態度を取っていたか、つまり運動を支持する傾向の度合いを明らかにした後、その分析結果を基にどのような属性が彼らの態度決定と相関関係にあったのかを検証する。

その際、集団や政治的社会階層への所属以外の属性も考慮に入れる。都市の住民個人は、それぞれ様々な属性を持っており、上で挙げた集団や社会階層への所属はその中の一つに過ぎない⁸⁶。そのため、史料で特定の集団や社会階層が、運動を支持する傾向があったことを確認できたとしても、その集団や政治的社会階層に所属していたためにその成員が運動を支持していたかどうかは分からない。実際には、その集団や政治的社会階層への所属そのものではなく、それらに所属する個人の多くが備えている他の属性が、運動支持・不支持を規定していた可能性があるためである。

例えば、門閥市民は政治的社会階層の上層に所属していたが、同時に彼らは経済的社会階層でも上層を占めていた。政治的社会階層と経済的社会階層は必ずしも一致しないが、密接な関係がある。そのため、門閥市民が宗教改革運動に反対する傾向が史料によって確認できたと仮定しても、そのような傾向が彼らの政治的地位と経済的地位のどちらに直接規定されていたかは判別がつかない。さらには、門閥市民は他の属性も保持していたため、政治的社会階層と経済的社会階層のどちらも宗教改革への不参加とは無関係であり、他の属性が影響を及ぼしていた可能性もある。(図2)

図2 複数の属性



史料で直接確認できる属性以外も考慮する必要がある。

歴史学研究では変数を統制することが極めて困難であるため、因果関係や相関関係の検証には大きな困難が伴う。そこで、本書では史料で確認できる属性だけではなく、それらの属性と密接に関係すると思われる他の属性が個々人の態度決定を規定していた可能性を考慮することで、運動支持・不支持と相関関係にあった属性を推定する精度を高めようと試みる⁸⁷。

その際、先ず運動を支持する者と支持しない者の間の分裂線が、どこに走っていたのかに特に注目する。

複数の集団・社会階層が運動を支持している場合、複数の属性が運動支持という態度決定と相関関係にある可能性がある。このように複数の属性が態度決定と相関していると思われる場合、可能な限りそれら複数の属性の間に共通要因を抽出しようと試みる。共通要因が見いだせない場合、または共通要因だけでは態度決定を説明できない場合のみ、複数の属性がそれぞれ態度決定と相関関係にあったと想定する。

複数の属性が態度決定を規定していた可能性が想定できる場合、個々の属性と態度決定の間の相関関係の強さを評価する。この評価の指標として、各属性を備えた者が運動を支持、または支持しなかった比率を用いる。比率を算定できない場合には、史料の記述を参考にして傾向を推定する。また、可能な場合には、複数の属性と態度決定の相関関係の度合いを比較し、各属性の説明能力の相対的な程度を明らかにする。

分析の手順2：様々な属性を持つ住民の主張を比較し、彼らの主張がどの程度共通しているか、異なっているかを検証し、その主張と彼らの行動の整合性を考慮に入れながら、彼らが社会運動で取った態度決定の動機を明らかにする。

その際の分析の手順は以下のとおりである。先ず、当事者の発した主張を分析する。この時彼らが発した主張は、彼らの動機を率直に述べたものであると、あえて一度仮定する。というのは、動機といった内面的な要素は、直接観察できるものではないため、動機の分析を行う際には、彼らの主張や行動など客観的に観察できる対象が必要だからである。そ

の意図がはっきりせず様々に解釈できる行動を分析するよりも、その意味内容をより厳密に解釈できる主張を分析するほうが、動機をより明確に推定することができる。

ただし、本書では、ロートマンたち説教師の思想そのものには深く立ち入らない。本書の目的は、彼らの思想を明らかにすることではなく、その思想がどのように住民に受容されたかを明らかにすることだからである。既存の研究は説教師の神学や再洗礼派指導者の主張から、ロートマン派・再洗礼派の動機を探るという手法を探ることが多い⁸⁸。しかし、ミュンスターの住民が、説教師や指導者の言うことをそのまま受け取り、受け入れていたとは限らない。そのため、本書では一般信徒の主張を検討することによって彼らの動機を探るという手法を探る。他方、説教師たちの説教や著作で展開された思想については、住民の受容を明らかにするために必要な場合のみ触れる。

しかし、一般信徒の主張が、弁解や嘘などによってその動機を率直に表明したものではない可能性は常に残る。そのため、彼らの主張と行動が整合的かを検証することによって、その主張の信頼性を評価する。行動は客観的に観察できるし、行動を取った者はその結果を自分で引き受けねばならないため、主張とは異なりその主体の意志をより率直に表していると評価することができる。このように本書では、主張と行動を単独で分析する時に生じる欠点を補うために、双方の整合性を検証することによって、彼らが社会運動で採った態度決定の動機を明らかにしようと試みる。

分析の手順3：様々な属性を持つ都市住民の個々の態度決定が、ミュンスターにおける社会運動の進行あるいはその阻害に与えていた影響、そして彼らの行動がいかに相互作用しながら社会運動を進展させていったかを検証する。本書では、それらの相互作用を分析する際に、集団・個人間で結ばれた「合意」に着目する。分析で用いる概念や枠組みの詳細については、本章の3.2.2で説明する。

3.1.3 社会運動の通時的分析の方法

第2章から第5章の個別の社会運動の分析の結果に基づき、第6章で3つの社会運動全てを相互に比較しながら、ミュンスターの社会運動を通時的に分析する。分析する際の手順は、個別の社会運動を扱ったときと同様である。つまり、第一段階で様々な属性を持った住民が、社会運動においてどのように主張・行動していたかを個別に検証し、第二段階で、住民の属性と社会運動における態度決定の相関関係、都市住民の主張と行動の整合性と動機、彼らの合意形成と行動の相互作用について分析を加える。条件が異なる個々の社会運動で得られた分析結果を総合的に分析することによって、都市の社会運動・宗教改革運動の通時的な特徴を描き出す。

以上のように本書では、各社会運動や様々な属性を持つ住民を個別に検討することで検証の詳細さと精緻さを担保する一方、各社会運動や様々な属性を持つ住民の主張や行動を比較検討することで、ミュンスター宗教改革運動の全体像を明らかにしようと試みる。

3.2 分析概念

本書では、上記の分析を行う際に以下のような概念を用いる。

3.2.1 規範

都市住民の間では、様々な規範が広まっていた。それらの規範は、宗教改革運動に参加した住民の主張や行動、動機と密接に関わっていた。その中でも、都市宗教改革の進展にとって特に重要な役割を果たしていたのが「反教権主義」と「公共の福利」であった。

3.2.1.1 反教権主義

中世後期から近世にかけてカトリック教会や聖職者に対する批判が、様々な地域や人々によって行われていた。このような人々の志向を反教権主義(独 Antiklerikalismus; 英 Anticlericalism)という概念で呼び、宗教改革にとって重要な役割を果たしたと見なした代表的な論者が、ハンス・ユルゲン・ゲルツである⁸⁹。彼は反教権主義という概念を、「人々の救

いに配慮すべく招命された者としての理想像から遥かに遠ざかった霊的な個々人への攻撃」だと定義している⁹⁰。ハイコ・オーバーマンの定義では、それは、中近世ヨーロッパで聖職者が持つ不正な特権に反対する様々な行動を引き起こした態度や行動様式を指している⁹¹。

ゲルツは、中世後期には、聖職者の倫理的逸脱行動、法的特権、租税や防衛などの義務の免除、経済的競合、教会裁判、教会での職務遂行の金銭化や職務怠慢など様々な原因で、聖職者に対する批判や攻撃が行われていたことを指摘した。このような反教権主義的な態度は、様々な地域や都市で、諸侯、知識人、市民や農民など様々な社会的立場の人々に広まっていた⁹²。

宗教改革はその初めから、反教権主義を中心的な主題としており、反教権主義的メッセージはパンフレットなどで人々の間に広がっていった。中世後期に反教権主義が広がっていたからこそ、反教権主義的性格を持つ宗教改革が急速に人々に受け入れられ実行されたと、ゲルツは考えた⁹³。ただし、中世後期に聖職者への抗議が既に見られたにせよ、その批判は宗教改革によって聖職者身分を完全に廃絶するという、より根本的なものへと変化した⁹⁴。宗教改革の原因は様々であり、それ故その目的もまた不均質であったが⁹⁵、宗教改革の様々な思想や行動は、等しく反教権主義という状況の中で形作られ方向性を与えられたと、ゲルツは反教権主義の影響の大きさを強調している⁹⁶。

このようにゲルツによれば、中世後期から引き継がれた反教権主義は、宗教改革と不可分のものであった。クレツァーが、反教権主義はミュンスターの宗教改革の過程における構造的要素だと見なしているように⁹⁷、それはミュンスターの宗教改革運動でも極めて重要な役割を果たしていた。そのため本書でも、一連の社会運動における反教権主義的な主張や行動に注目しながら分析を行う。

3.2.1.2 公共の福利

中世以来ドイツにおける君主と臣下の関係は双務的なものであったが(本章3.2.2.2参照)、中世後期から近世初期の君主に義務づけられると考

えられていたのが「公共の福利」への配慮であった⁹⁸。君主は自らが治める領域の全住民の利益や幸福に配慮する義務を負っており、この義務を果たすことによってのみ自らの支配の正当性を主張することができた。もし君主が臣下の公共の福利を配慮しない場合、君主は暴君だと見なされ支配の正当性を失った。君主が暴政を行う場合、臣下は暴君に抵抗することが認められた⁹⁹。

しかし、公共の福利の担い手は君主だけではなかった。臣下もまた、自らが属する支配領域の公共の福利を配慮すべきだという自己認識を持っていた。このような規範意識に基づき、選帝侯や都市同盟は皇帝や帝国に対し、自らも公共の福利の担い手であり、帝国の利益に資するために政治参加することを求めた¹⁰⁰。公共の福利は市民や農民にとって最も高い価値を持っており、都市や農村の代表は公共の福利を引き合いに出して領邦議会で抗議を行っていた¹⁰¹。このように公共の福利は、君主の支配権の正当性の基盤であると同時に、お上に対し臣下が様々な要求を行う際の根拠でもあった。

公共の福利は、多様な担い手、範囲、事項と関わる規範であった。そのため、公共の福利の担い手や適用範囲をめぐって競合が生じる可能性があり、実際に生じた。その競合は、主に君主と臣下の間で行われた。君主が自らの支配権の正当性を公共の福利への配慮を根拠に行ったのに対し、臣下もまた自らを公共の福利の担い手だと主張し、君主に対し自らの要求を正当化した。皇帝や帝国に対し選帝侯や都市同盟が、諸侯に対し領邦諸身分、都市、農村共同体が、さらには市参事会に対し都市の市民・住民が、公共の福利を根拠として批判・要求を行っていた¹⁰²。そのため、公共の福利は、都市や農村における蜂起や抗議行動でも、お上への苦情や要求を正当化する役割を果たした¹⁰³。このように公共の福利は、君主と臣下が政治的コミュニケーションを行う際、自身の主張を正当化するために必要不可欠な規範であり、本書が扱う都市騒擾や宗教改革運動に参加した人々の行動や主張にも大きな影響を及ぼしていた¹⁰⁴。

「公共の福利」は、同時代の史料の中で、ラテン語では「*bonum com-*

「*munus*」や「*utilitas publica*」、「*utilitas communis*」、「*salus publica*」、「*necessitas publica*」、ドイツ語では「*gemeiner Nutzen*」など様々な表現で呼ばれていた¹⁰⁵。そのため、本書では、市参事会や都市住民が、都市共同体や住民全体の利益について言及している場合史料上の表現がどのようなものであろうと、それを「公共の福利」と表現して記述を行う。そして、本書では「公共の福利」を、上で説明したような同時代人の規範を表す分析概念として用いる。

3.2.2 合意形成

都市騒擾や宗教改革運動が、どのように進展したかを分析する際に、本書では市内外諸勢力が結ぶ「合意」に着目する。その際、以下のような概念・枠組みを用いる。

3.2.2.1 「公式な領域」と「非公式な領域」

都市社会を「公式な領域」と「非公式な領域」に分けて把握するという視角は、川名洋が2010年の研究で提唱したものである¹⁰⁶。川名は、近世イングランドの自治都市レスターを分析する際、都市政府、職業ギルド、フリーメン、市区、教区といった政治的経済的仕組みの下に組織された社会を「公式な領域」、下層民や女性、若者のようなフリーメン以外の都市民や移住民、郊外、親族や隣人、友人関係などそれに同調しない世界、経済、社会を「非公式な領域」と概念上区分した。それは、彼がイングランド都市研究で見られる「定住民」やフリーメン社会、つまり「公式な領域」の住民の社会認識ばかりに注目が集まる傾向に批判的だからである。川名は、彼らと市内で生活圏を共有している下層民や移住民、女性や若者、つまり「非公式な領域」の住民の社会認識が見過ごされる傾向は、近世都市を見る場合に大きな欠陥になると述べている¹⁰⁷。このような問題意識は、これまでの都市宗教改革運動では、都市の名望家や市民、ゲマインデのような「公式な領域」にばかり注目が集まり、市民権を持たない下層民や女性や若者のような「非公式な領域」の住民の役割が看過されてきたという本書の問題意識と共通している。そのため、「公式な領域」と「非公式な領域」を概念的に区分し、その相互関係を明らかにしようと

する川名の分析的枠組みは、本書の分析でも有用であるとする。

ただし本書では、都市宗教改革運動の分析に合わせて、「公式な領域」と「非公式な領域」を以下の様な用法で用いる¹⁰⁸。「公式な領域」は、帝国、領邦、都市における制度に基づいた諸集団や諸個人の活動領域を指す。都市内部で言えば、市参事会、全ギルド会議、ゲマインハイト、ギルド、市区・教区共同体といった都市制度の中に位置づけられた諸集団、あるいはそこに所属する個人がその集団の成員として行う諸活動のことを指す。

「非公式な領域」は、制度に基づかない、私的な立場で行われる個人々の活動領域を指す。市民権を持たない男性や女性の活動はほぼ全て「非公式な領域」での活動に属することになるし、上記の都市制度上の諸集団に所属する市民による活動も、所属する集団と無関係な私的な立場で行われる場合は「非公式な領域」での活動と見なす。

この「公式な領域」と「非公式な領域」は純粋な分析概念なので、本書では当時の都市住民自身の「公」と「私」の区分の仕方ではなく本書の目的に合致するように二つの領域を区分している。

本書でこのような分析的枠組みを採用する利点は、第一に、既存の研究で見過ごされがちであった「非公式な領域」が、分析対象として明確化されることである。これにより、既存の都市宗教改革研究では十分検討されてこなかった下層民や若者、女性の宗教改革運動における役割、さらには都市の制度的な枠組みの外で行われた様々な私的活動を包括して分析することが可能となる。第二に、「非公式な領域」を概念化し明確な分析対象にすることで、はじめて「公式な領域」だけでなく「非公式な領域」における活動を含めた都市宗教改革運動の全体像を描くことができるようになる。この二つの領域を概念上区分するのは、両者を無関係なものとして個別に分析するためではなく、両者の相互関係を分析するためである。本書では、この二つの領域での様々な住民の活動が、いかに相互作用し、ミュンスターの宗教改革運動を進展させた、あるいは阻害していったのかを明らかにする。

3.2.2.2 「形式的合意」と「実質的合意」

本書では、都市社会における「合意」の役割を重要視する。これまでの研究では、中世から近世初期の社会の秩序維持において、支配するものと支配されるものが相互に義務を課するという双務的な関係が大きな役割を果たしてきたことが指摘されている。マルク・ブロックは、中世の主君と臣下の関係を、主君が契約を守る代わりに臣下も服従という義務を果たすという、双務的なものであったと特徴づけた¹⁰⁹。オットー・ブルンナーもまた、支配者と被支配者は、誠実宣誓を通じて相互に義務を果たさねばならないという双務的誠実関係で結ばれており、このことは都市領主と都市共同体の間にも成り立っていたと見なした¹¹⁰。

このような双務的誠実関係の連鎖の中で、都市の統治機関である市参事会は、対外的には都市の君主、対内的には都市共同体と二重の双務的関係を結ぶこととなった。

このような都市制度のあり方を「都市共和主義 (städtischer Republikanismus)」という概念を用いて説明したのがハインツ・シリंकである¹¹¹。中世後期から近世初期にかけての都市は、君主から様々な自由や特権を獲得しており、帝国や領邦国家に属しながらも自治を保っていた。彼らは、領邦君主を契約相手だと見なし、新しい君主に彼らの自由や特権を確認させていた¹¹²。他方、都市内部では、市参事会のみが市政を担うのではなく、市民もまた都市の自治に参加していた。彼らの政治参加は、個人ではなく市民共同体やギルドといった仲間団体 (Genossenschaft) を通じて行われた¹¹³。マイヤーとシュライナーは、中世末以降の都市で門閥による市参事会員職の寡占化が進んだが、それでも市民たちは選挙や拡大参事会、市民委員会などを通じて政治に参加しており、市参事会は市民との「合意に基づく支配 (konsensgestützter Herrschaft)」を行っていたと見なした¹¹⁴。ショルン・シュッテによれば、この「合意に基づく支配」は、市参事会と市民共同体だけでなく、皇帝と帝国諸身分、領邦君主と領邦諸身分という神聖ローマ帝国の全てのレベルの支配・被支配関係に当てはまるものであった¹¹⁵。

以上のように双務的な支配・被支配関係の網の目の中に組み入れられていた都市及び市参事会は、君主に一方的に支配されることも、市民を一方的に支配することもなかった。このように二重の双務的誠実関係に基づき、対外的・対内的合意を結びながら都市の秩序を維持していくことが、中世後期から近世初期の都市制度の特徴であった。

これまで見てきた「合意」は、君主と都市、市参事会と市民間という「公式な領域」で結ばれるものであった。しかし、都市内部には市民権を持たず、仲間団体を通じた政治参加から排除されていた住民も多数住んでいた。本書では彼らが「非公式な領域」で行った様々な活動も分析対象にするため、既存の研究よりも「合意」の範囲を拡大して取り扱う。つまり、支配者と被支配者の間の双務的な関係を示すものとして合意だけではなく、都市社会に住む全ての人々を相互に結びつけ、様々な領域で秩序を維持し、共同行為を成り立たせるという合意の役割にも注目する。

そのため、本書では、公式な領域で成立する協定や決定を「形式的合意」、非公式な領域で成立する複数の集団あるいは個人間の合意を「実質的合意」と概念的に区別しながら、ミュンスターの社会運動で成り立っていた様々な合意について検討していく。

ただし、協定や誓約などにより成立していることが明瞭な形式的合意とは異なり、実質的合意の成立は必ずしも明確なかたちで示されるわけではない。そのため、本書では、具体的なかたちで明示的に合意が確認できる場合だけでなく、何らかの集合行動が成立しているときにも、集合行動の参加者の間で実質的合意が成り立っていると仮定する。

「形式的合意」と「実質的合意」を概念的に区分して、ミュンスターの社会運動を分析することには、以下の二つの利点がある。一つ目の利点は、市参事会や全ギルド会議のような都市の統治機関が協定などの形式的合意を結んだ際、その形式的合意が、合意締結の当事者、つまりそれら諸機関の成員の態度決定にどの程度の影響力を及ぼしていたかを検証できることである。ある機関の成員は、その機関の一員として公式な領域でその機関の役割や決定に拘束されながら活動すると同時に、非公式な領

域で一個人として私的に態度決定を行っていたはずである。そのため、諸機関の間で形式的合意が成立しても、その機関の成員が必ずしもその合意内容に納得しているわけではなく、実質的合意の度合いが弱い場合があることも考えられる。このように形式的合意と実質的合意を概念的に分けることで、公式な領域で諸機関の成員がその機関の一員として結ぶ合意内容が、非公式な領域における彼らの個人的な態度決定とどの程度一致していたのか、そしてその機関の役割や集団規範が、その成員の態度決定をどのように規定していたのかを検証することが可能になる。

二つ目の利点は、公式な領域で結ばれる合意だけでなく、非公式な領域で結ばれる様々な合意も分析対象にできることである。本書では、公式な領域だけでなく、非公式な領域で行われる様々な活動も分析対象にするため、公式な領域で結ばれる形式的合意とは別に、非公式な領域で結ばれる実質的合意という概念を用いることは有用である。

3.2.2.3 合意の形成・維持の諸段階

都市の宗教改革運動がどのように進展するかについては、これまでのところ個々の研究者が主に特定の都市の事例を参考にしながらまとめている。主な発展段階論には以下のようなものがある¹¹⁶。

オズメントは、都市宗教改革の担い手と発展段階を三つに区分して考えた。先ず、説教師と俗人が聖書を学び、彼らが最初の刺激を与える。次に、主に中下層から成るイデオロギー的にも社会的にも流動的な市民たちが幅広い支援を得るためのきっかけを作る。その後、当局が新しい制度的変化を固め、穏健化させる¹¹⁷。

ルブラックは、エスリンゲンの宗教改革の発展を三段階に分けた。第一段階は、新しい信仰が書物や説教によって市内で広まり、公然とした行動を引き起こすが、公的秩序を維持しようとする市参事会によって阻止された時期である。中間段階は、市参事会が公には宗教改革に反対しカトリック支持を維持する一方、教会領域へ自らの権限を拡大しようとしたためカトリックの聖職者と対立した時期である。市参事会により市内で宗教改革が導入され制度化されたのが第三段階である¹¹⁸。

メールケは、北ドイツの都市リューネブルク、ブラウンシュヴァイク、ゲッティンゲンの宗教改革の分析を通して、四段階のモデルを作った。つまり、最初の改革グループが形成される「非公式なサークルの段階」、公の場で行われる示威行動を通して宗教改革が全住民に意識され、都市の政治的問題になる「公然とした宗教改革の始まりの段階」、市民委員会が改革派市民の代表機関となり、市参事会がもはや宗教改革を抑圧できないことを認める「組織化・制度化された行動と交渉の段階」、市参事会が自ら新たな教会の形成に努力するようになる「市参事会による宗教改革的政策の段階」である¹¹⁹。

エープレヒトは、北ドイツ諸都市の宗教改革では、中世以来の共同体的な抗議の方法が使われたと指摘した。それは以下の三段階で進行した。まず宣誓団体を基盤として、事情によっては武装した集まりが生じ、次に市民委員会が都市指導層と苦情書について交渉を行い、最後に場合によっては暴力によって要求が貫徹される¹²⁰。

都市宗教改革の進展の仕方は都市によっても異なり、上記の発展段階論も分析対象とする都市や地域、研究者が重視する要素によってばらつきがあるが、「合意」形成を重視する本書の観点からは以下のようにまとめられる。まず、宗教改革理念が市内で次第に広まり、非公式な領域で一部住民の間で宗教改革を支持しようという実質的合意が形成されていく段階。次に、宗教改革を要求する動きが公になり、市民委員会形成というかたちで宗教改革を支持するという市民の形式的合意が結ばれる段階。そして市民と市参事会との間に宗教改革を実行するという形式的合意が結ばれ、市内で宗教改革が制度化されていく段階である。さらに、ミュンスターは領邦都市であり、都市君主であるミュンスター司教の公認なしには宗教改革を継続できないため、四段階目として、都市と君主の間の形式的合意の形成も必要である。以上のように本書では、ミュンスターでの騒擾・宗教改革の進展を、四段階の合意形成に整理しながら検証する。

4 史料

以上の分析を行う際に利用する史料は以下の通りである。ヨーゼフ・ニーザルトは、多くの審問記録を含む再洗礼派関連の史料集¹²¹、1525年の騒擾と1533年の説教師任命問題をめぐりミュンスター司教と市参事会の間で交わされた書簡が多数収録されている史料集を編纂している¹²²。また、コルネリウスの著作の付録には、ルター派体制期にミュンスターの顧問であったヨハン・フォン・デア・ヴィークや市参事会、ヘッセンから来たルター派説教師が記した書簡が収められている¹²³。ロベルト・シュトゥッペリヒは、ロートマンの著作、再洗礼派に対し出されたカトリックの著述家の文書、福音派の文書を三巻本の史料集としてまとめている¹²⁴。コルネリウスが編纂した当時の目撃証言を集めた史料集からも、宗教改革をめぐる交渉について知ることができる¹²⁵。ハンス・ヨアキム・ベアが編纂した史料集には、ミュンスター司教フランツ・フォン・ヴァルデック関連の史料が集められている¹²⁶。

当該時期を対象とした同時代の歴史記述で最も重要なのは、ミュンスターの大聖堂付き学校の校長であったケルゼンブロークが1560年代後半から1573年にかけて執筆したラテン語の年代記である¹²⁷。この年代記には、既に失われた多くの史料がラテン語に翻訳され引用されている。彼が引用している史料には現存しているものも含まれているため、彼が参照した原史料と彼が年代記に挿入した史料引用を比較することが可能である。そこから翻訳や引用は基本的に彼が参照した原史料を忠実にラテン語訳したものであることが分かる¹²⁸。そのため、彼の史料引用は信頼性が高いと評価することができる。また、この年代記の冒頭には、ミュンスターの諸々の制度や住民構成などについての記述がある¹²⁹。ミュンスターの史料はそのほとんどが再洗礼派によって燃やされたため¹³⁰、彼の記述は16世紀前半以前のミュンスターの都市制度を知るための基本史料となっている。

他方、ケルゼンブロークの史料の使い方は恣意的であり、カトリック

と市参事会を支持するという党派的立場から記述しているため、彼自身の手による記述は信頼性に欠けることが指摘されている¹³¹。彼のミュンスター再洗礼派に対する極めて否定的な見方が、その後のミュンスター再洗礼派観に与えた影響は非常に大きいため、近年では彼の歴史記述に対する批判が高まり、その記述を史料として用いることの危険性が強調されている¹³²。

ただし、彼の記述の中には、彼によってのみ伝えられた多くの情報が含まれている。これらの情報は他の史料の記述によってその信頼性を確認することができないため、その信憑性には常に疑問の余地があり、史料として利用することには危険性が伴う。しかし、彼のみが伝える情報を史料として利用しない場合、ミュンスターで起こった多くの出来事を無視して歴史を記述することになり、ミュンスターの宗教改革や再洗礼派運動に関する歴史像を大きく歪めることになる。そのため、本書では、ケルゼンブローク自身の価値判断や解釈を可能な限り分析に用いないことで、彼の歴史記述の歪みを排除する一方、事実関係の確認のためには最大限利用することで、詳細な事件の経過の分析を試みる。

この時期のミュンスター関連で残っている書簡のほとんどはミュンスター司教と市参事会の間の交渉に関わるものであり、市参事会と全ギルド会議や市民の間の交渉に関しては、信頼できる史料が少ない。そのため信頼性は劣るが、ケルゼンブロークの年代記や市民ヘルマン・ラーメルト (Hermann Ramert) が書いたと目される日記など、交渉当事者以外の手による記述も適宜参照する¹³³。1525年の騒擾に関しては、ユーバーヴァッサー教会首席司祭であったニコラウス・ホルトマンの歴史記述¹³⁴、ニージnk女子修道院の年代記¹³⁵、1532年以降の宗教改革期や宗派分裂期に関してはユーバーヴァッサー女子修道院の年代記¹³⁶、ヘッセンの福音派神学者アントニウス・コルヴィヌス (Antonius Corvinus) が書いたと目される歴史記述¹³⁷を参照する。

1534年以降の再洗礼派に関しては、ある程度数量的に把握が可能であるため、具体的に支持者の数を見ていく。主に再洗礼派統治期にミュン

スター市内にいたハインリヒ・グレスシュベク (Heinrich Gresbeck) の目撃証言や¹³⁸、再洗礼派の審問記録、未公開の書簡を用いる。さらに、後代のミュンスターの租税記録などを用いて補足を行う。また、ミュンスター占領後に行われた再洗礼派指導者3人、ヤン・ファン・ライデン (Jan van Leiden)、ベルント・クニッパードルリンク (Bernd Knipperdollinck)、ベルント・クレヒティンク (Bernd Krechting) の審問記録は、クレツァーによる校訂版が出版されているためこれを利用する¹³⁹。運動参加者個人については、1532年7月半ばにミュンスター司教の書記局によって作成されたと思われるルター派リストとケルゼンブロークの記述を元にキルヒホフが作成したルター派人名リスト¹⁴⁰、1536年に司教によって没収された不動産リストなどに基つきキルヒホフが作成した再洗礼派人名リスト¹⁴¹、ケルゼンブロークの年代記の記述、そしてカトリックの教師の手による風刺詩である『懺悔の書』¹⁴²などによって把握していく。

倉塚平の「ミュンスター再洗礼派王国前史」には、多くの史料の日本語訳が載せられており、リヒャルト・ファン・デュルメン編纂の史料集には、抜粋された様々な史料の現代ドイツ語訳が納められているため、これも適宜参照する¹⁴³。

5 用語

最後に本書で用いる用語について説明する。

先ず、本書では、ミュンスターで起こった一連の出来事を、「社会運動」という概念を用いて把握する。この「社会運動 soziale Bewegung」は、ゲルツが、ヨアキム・ラシュケによる近現代の社会運動の定義を、宗教改革期に転用した用法に依拠している。ゲルツは、社会運動の指標として、動員する集合的な参加者、ある程度の連続性、高度な象徴による統合、役割が明確でないこと、可変的な組織や活動形態、キリスト教の革新、つまり教会と社会に関わる変化を目的とすることを挙げている¹⁴⁴。本書では、一連の出来事を「社会運動」として理解することで、様々な行動の

相互作用を総体として検証しようと試みる¹⁴⁵。

ドイツ語の「Obrigkeit」は市当局や諸侯など支配権力を指す近世特有の用語であるが¹⁴⁶、本書ではドイツ近世史の慣例に倣い「お上」と訳す。

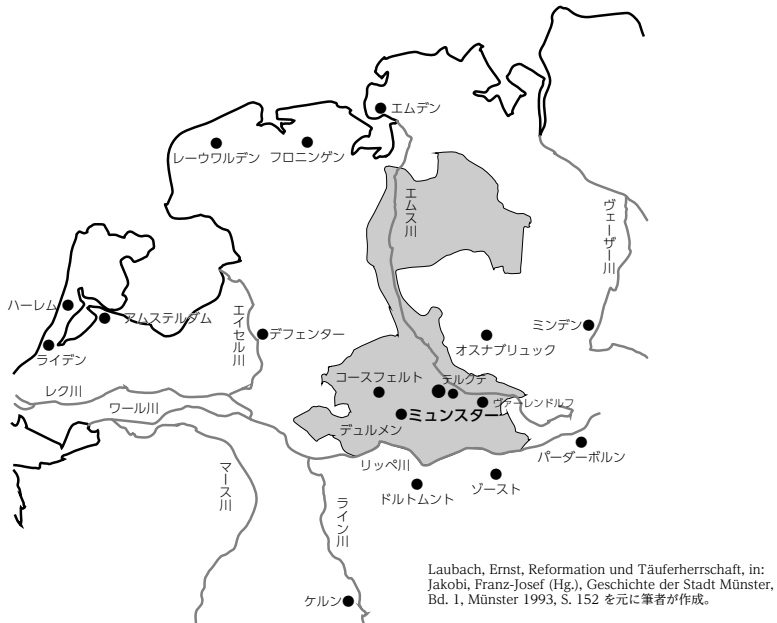
1533年4月以前の時期については、市内の宗教改革支持者をひとまとめにして「福音派」と呼ぶ。1533年4月以降市内の福音派が分裂する時期は、ルター主義を支持する福音派を「ルター派」、ロートマンを支持する福音派を「ロートマン派」と呼ぶ。また、1534年1月5日に成人洗礼、つまりカトリックやルター派から見た「再洗礼」が行われた後の時期には、ロートマン派を「再洗礼派」と呼ぶ。

6 ミュンスター市の統治制度の基本的特徴

分析に入る前に、ミュンスター市の統治制度の基本的な特徴を概観する¹⁴⁷。

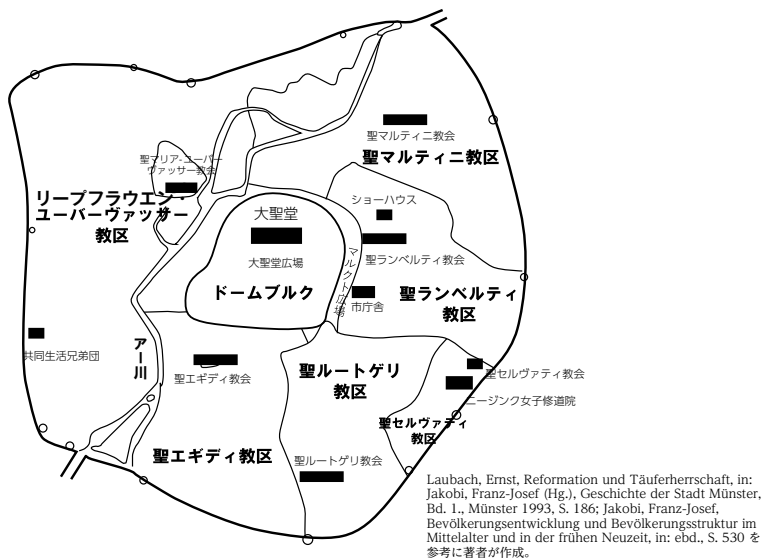
まずミュンスター市の地理的区分について見る。ミュンスター市が位置するのはドイツ北西部のヴェストファーレン地方であった。ミュンスター司教領の西方には低地地方が、南には下ライン地方が広がっていた。(地図1)

地図1 ミュンスター司教領とその周辺

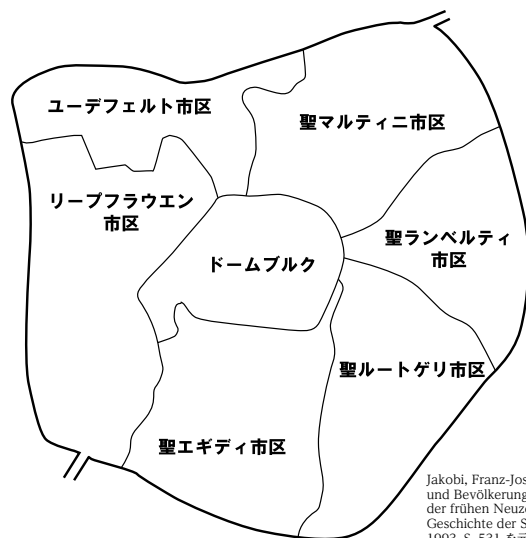


市の中心部には、司教座大聖堂を中心とした、司教座聖堂参事会員やその奉公人が居住するドームブルク (Domburg) という領域があった¹⁴⁸。彼らを含めた市内に住む聖職者は、市民が負う全ての負担から免除される特権を持っていた¹⁴⁹。ドームブルク以外の部分は、教会制度上の区分である教区と、行政上の区分である市区 (Leischaft) という2種類の管区によって分けられていた。市内には聖マルティニ教区 (St. Martini)、聖ランベルティ教区 (St. Lamberti)、聖ルートゲリ教区 (St. Ludgeri)、聖エギディ教区 (St. Aegidii)、リープフラウエン-ユーバーヴァッサー教区 (Liebfrauen-Überwasser)、聖セルヴァティ教区 (St. Servatii) の6つの教区が存在した。このうち聖セルヴァティ教区は他の教区より著しく小さかった¹⁵⁰。また市内には、聖マルティニ市区 (St. Martini)、聖ランベルティ市区 (St. Lamberti)、聖ルートゲリ市区 (St. Ludgeri)、聖エギディ市区 (St.

地図2 宗教改革期のミュンスター市内



地図3 宗教改革期のミュンスターの市区



Jakobi, Franz-Josef, Bevölkerungsentwicklung und Bevölkerungsstruktur im Mittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Jakobi, Franz-Josef (Hg.), Geschichte der Stadt Münster, Bd. 1, Münster 1993, S. 531 を元に著者が作成。

Aegidii)、ユーデフェルト市区 (Jüdefeld)、リープフラウエン市区 (Liebfrauen) の六つの市区があった¹⁵¹。教区と市区の地理的範囲は、重なる部分も多かったが完全に一致していたわけではなかった¹⁵²。

ミュンスター市は制度的にはミュンスター司教に臣従する領邦都市であった。ミュンスター司教は、ローマ・カトリック教会の聖職者であると同時に、神聖ローマ帝国の帝国諸侯の1人であった。ミュンスター市は、司教座聖堂参事会員、騎士身分と並んでミュンスター司教領の領邦議会に参加する領内17都市の筆頭であり、高度な自治権を持っていた¹⁵³。(図3) このようにミュンスター市は、制度的には帝国や領邦の一員であったため、ミュンスター市が取る政策や市内で起こる出来事は、常に帝国や領邦といった市外の諸勢力の介入を招く可能性があった。その意味では、市内の全ての出来事は、都市内部で完結する問題であるとは必ずしも言えなかった。

図3 16世紀初めの帝国におけるミュンスター市の位置



ミュンスターの最高統治機関は、外交的にも内政的にも市参事会であった。市参事会員、特に市長はミュンスター市の外交を司り¹⁵⁴、領邦身分としての都市を代表しミュンスター司教領の領邦議会にも出席した。また、市参事会は都市の行政と司法を司っており、都市の平和、都市市民の利益、都市の特権や自由を守る義務を負っていた¹⁵⁵。

市参事会成立以来、市参事会員職を長らく独占してきたのは都市貴族であった。しかし、フェーデの結果、1458年に都市貴族と並びギルドに所属する名望家層も市参事会員の席を占めるようになった¹⁵⁶。彼らは都市貴族に次ぐ富と声望を持っていたが、血縁的門閥を作らず、ギルドに属している点で都市貴族とは異なっていた¹⁵⁷。

ミュンスターの市参事会は、間接選挙によって選ばれた。この選挙は四旬節の第一月曜日に行われた¹⁵⁸。先ず全市民が市区毎に2人ずつ選挙人を選び、合計10人の選挙人が24人の市参事会員を選んだ。各市区から選ばれた市参事会員は、市区の代表者であり、シェッフェン (Schöffen) と呼ばれた。六つの市区から2人ずつ選挙人が選ばれるにもかかわらず合計が10人なのは、ユーデフェルト市区とリープフラウエン市区からは合計で2人の選挙人しか選ばれなかったためである¹⁵⁹。このことから分かるように、この二つの市区は実質的に一つの市区として扱われており、しばしば両市区を合わせてユーバーヴァッサー市区と呼ばれることもあった¹⁶⁰。市参事会員職に就くことは市民の義務であり、もしこれを拒絶した場合罰金及び一年間の市外追放に処せられた¹⁶¹。

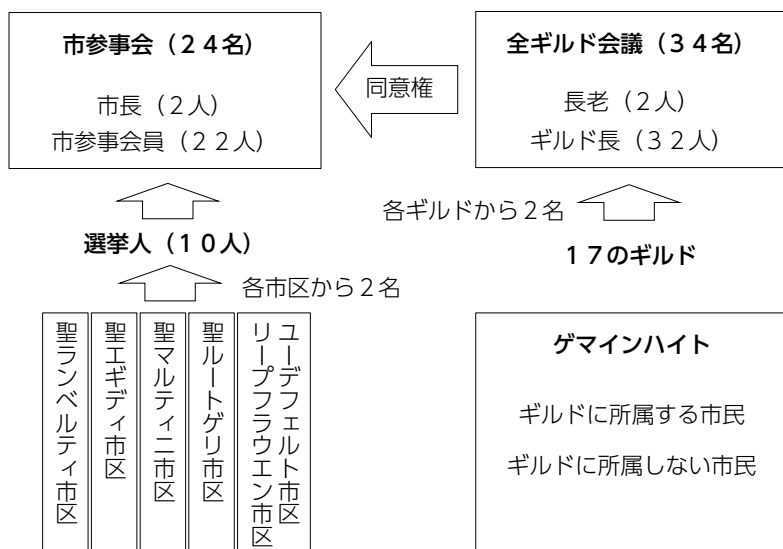
しかし、1520年代には既に市参事会員の再選が常態化するなど、その後市参事会員資格を得た名望家層は次第に門閥化していき、市民層は選挙によって市参事会員の構成に影響を及ぼせなくなっていた¹⁶²。そのため、16世紀初めにおいて市参事会員職を担ったのは、都市貴族と一部の名望家家門から成る門閥市民層であったと見なすことができる。彼らは富においても傑出している富裕な上層市民であった。都市貴族は騎士身分を模倣し、次第に土地領主化していき、名望家もそれに続こうとしていた¹⁶³。彼らは子弟や子女を聖職者や修道士にしたり、教会や修道院に

多額の寄付をしたりと、聖職者や教会と密接な関係を持っていた¹⁶⁴。

ミュンスターには、市参事会と並ぶもう一つの統治機関が存在した。それが、17のギルドの代表者であるギルド長 (Gildemeister) と、ギルド長の中から選ばれた2人の長老 (Alterleute) によって構成される全ギルド会議 (Gesamtgilde) である¹⁶⁵。長老の選挙は、聖アントニウスの日(1月17日)の後の二回目の火曜日に行われた。この日全ギルド会議の34人が集まり、2人の長老を除く32人のギルド長の代表4人が長老を選んだ。2人の長老は再選されることも多かった¹⁶⁶。各ギルドのギルド長の選出の仕方は、ギルド毎に異なっていた。ほとんどのギルドは、ギルド長をメンバー自身で選んでいたが、全員による直接選挙のギルドもあれば、間接選挙で選ぶギルドもあった。都市の食糧政策にとって重要な肉屋とパン屋、さらに毛織工は市参事会によってギルド長が選ばれた¹⁶⁷。

1447年のミュンスター・フェーデの際に都市貴族、ギルド、ゲマインハイトは、市参事会による決定は全ギルドの同意を得た場合のみ法的拘束力を持つと合意した。これ以降市参事会はこの共同決定権に縛られ、内政においても外交においても、全ギルド会議の意向を無視した政策を実行することは不可能になった¹⁶⁸。特にギルドの同意なしに市参事会が逮捕を行えないという逮捕同意権は、一連の社会運動において重要な役割を果たした¹⁶⁹。このような市参事会と全ギルド会議が並び立つという二極的統治構造は、ミュンスター市の統治制度の大きな特徴であった¹⁷⁰。(図4)

図4 1530年代初頭のミュンスター市の統治構造
二極的統治構造



全ギルド会議の成員は領邦議会にも派遣され、他都市や領邦諸身分と協定を結ぶ際に市参事会と共に参加することがあるなど、外交面でも大きな権限を持っていた¹⁷¹。ギルドは都市の防衛でも中心的役割を果たしていた。全てのギルドのメンバーは、1424年以降自身の武器を持つことが義務づけられていたし、全ギルド会議は、ギルド員の動員についての交渉、傭兵の雇い入れの決定、警備条例の布告を市参事会と共同で行うなど、都市の軍事や警備に大きな影響を及ぼした¹⁷²。

ギルド長老は全都市住民の長であり¹⁷³、彼らが率いる全ギルド会議は市参事会に対して、ミュンスターの市民共同体であるゲマインハイト、さらには市民権を持たない住民の利益も代表した¹⁷⁴。長老は、一般にギルド長達の同意の下で事を行わなければならなかった。全ギルドのための会館であるショーハウスで議案が決まると、長老とギルド長が個々のギルドに案件を持ち帰り、ギルド毎に集会が開かれた。そこでギルド員

はギルド長から案件について聞き、多数決を取った。その後ギルド長が、各ギルドの決議の結果をショーハウスに持ち寄り、議論が行われ、投票による決議が行われた。重要な案件では決議は書面に書かれるが、それ以外は、それが市にとって重要な案件ならば、2人の長老が市参事会に行き、口頭で投票結果を伝えた¹⁷⁵。このように、ギルドでの決議は、全ギルド会議のメンバーだけでなく、各ギルドのメンバーの意向も踏まえて行われた。

全ギルド会議を構成するのは、ギルドで指導的な立場に立っていた富裕な名望家達であった。本書では倉塚平に倣って、彼らを門閥階層に属す一流の名望家と区別するために「二流の名望家」と呼ぶ¹⁷⁶。彼らは経済的には富裕であったが、市参事会職からは閉め出されており、都市の支配階層に入り込むことができない階層であった。

市参事会に属さない市民は、統治制度上ゲマインハイト (Gemeinheit) と呼ばれる市民共同体に属していた¹⁷⁷。ゲマインハイトに関しては多くのことは知られていない¹⁷⁸。市参事会と全ギルド会議は政治決定の際にゲマインハイトの同意を必要とせず、彼らは個々の案件で意見を聞かれる程度であった¹⁷⁹。市民集会は年に一度聖トーマスの祝日 (12月21日) 周辺の日に行われ、その結果は市参事会によって条例集に記録された¹⁸⁰。ミュンスターでは、ギルドの成員だけでなく、兄弟団 (Bruderschaften) と呼ばれるギルド以外の同職組合の成員、さらに何の同職組合にも所属していない者も市民権を所有することが可能であり、市民権所有者における非ギルド員の割合はかなりのものであった¹⁸¹。そのため、ミュンスターにおけるゲマインハイトの成員たる平民 (der gemeine Mann/das gemeine Volk) は、ギルド員だけでなくギルドに属さない市民を含んでいた¹⁸²。ただし、ギルドに所属していない市民は、全ギルド会議に代表を送ったり、参加することはできなかったため、同じ市民でも、ギルド員と非ギルド員では、その政治的な地位に大きな違いがあった。さらに、各市区の市民によって行われる市参事会員選挙でも、ギルドが大きな影響力を発揮していたと思われる¹⁸³。ゲマインハイト内部でも、

ギルド員とギルドに属さない市民の間には対立があり、ゲマインハイトは必ずしも一枚岩ではなかった¹⁸⁴。ゲマインハイトの成員は市民とほぼ同義なので、財産階層も中層を中心としながら、上層から下層まで含んでいた。

ミュンスターには、市民権を持たない、つまりゲマインハイトに属さない住民であるアインヴォーナー (Einwohner) が多数居住していた。成人男性の中でも手工業に携わる職人や徒弟、奉公人、日雇い労働者、学生、また賤視された職業に就いていた者や乞食は、ゲマインハイトの一員とは見なされず、都市の統治制度の中に組み入れられていなかった¹⁸⁵。市民権を持たない非市民層に属する彼らは、統治制度上アインヴォーナーとして一括りにされていたが、単なる市民を除いた残余の概念であり集団を形成しなかった。彼らは都市の統治制度で何の地位にも就いていなかったのも、外交においても内政においても何の権限も持たなかった。彼らの大部分は貧困層であったと思われる。彼らの中心を成す職人や徒弟、日雇い労働者は、仕事を求めて頻繁に移動する人々であり、アインヴォーナーのかなりの部分はミュンスター出身ではなかったり、ミュンスターに長期間滞在することはなかったと思われる¹⁸⁶。彼らの大部分は自分の家を持たず、雇い主の家に居住するか、借家住まいであったと考えられる¹⁸⁷。

夫や親の社会階層にかかわらず、女性や子供は、アインヴォーナーと同様にゲマインハイトには属さず、都市の自治に参加することはできなかった¹⁸⁸。

図5 1530年代初頭のミュンスター市の社会階層

男性	女性
門閥市民 都市貴族 一流の名望家	妻 未亡人
二流の名望家	妻 未亡人
その他の市民 ギルド市民 非ギルド市民	妻 未亡人
アインヴォーナー	
子ども	

このように、ミュンスターでは各社会階層の成員は、同じ都市に住みながらも、異なった共同体に多元的に所属し、異なった役割を担っていた。(図5) この都市内部における地位や役割の違いは、彼らの都市共同体への帰属意識や社会運動における態度決定と無関係ではないことが当然予想される。以下、このような都市住民の属性の違いを考慮に入れながら、ミュンスターの一連の社会運動について分析を行う。

【注】

- 44 都市宗教改革全般の研究状況については、以下を参照。Kaspar von Greyerz, Stadt und Reformation: Stand und Aufgaben der Forschungen, in: Archiv für Reformationsgeschichte 76, 1985, S. 6-63; R. Po-Chia Hsia, The Myth of the Commune: Recent Historiography on City and Reformation in Germany, in: Central European History 20, 1987, pp.203-228; Berndt Hamm, The Urban Reformation in the Holy Roman Empire, in: Thomas A. Brady Jr., Heiko A. Oberman and James D. Tracy (eds.), Handbook of European History 1400-1600: Late Middle Ages, Renaissance and Reformation, Volume 2: Visions, Programs and Outcomes, Leiden/New York/

Köln, 1995, pp 193-220; Ehrenpreis u. a., S. 29-39; Mörke, Die Reformation. S. 93-100. 日本でも都市宗教改革研究が盛んになり、1983年には論文集が出版されている。中村賢二郎、倉塚平編『宗教改革と都市』刀水書房、1983年。

- 45 Moeller, Reichsstadt und Reformation.
- 46 Schilling, Die politische Elite nordwestdeutscher Städte.
- 47 Peter Blickle, Die Reformation im Reich, 3. Auflage, Stuttgart 2000; ペーター・ブリックレ著、田中真造、増本浩子訳『ドイツの宗教改革』教文館、1991年。
- 48 Thomas A. Brady, Jr., Ruling Class, Regime and Reformation at Strasbourg 1520-1555, Leiden, 1978, pp. 234f.
- 49 Blickle, Die Reformation im Reich, S. 125ff.; ブリックレ『ドイツの宗教改革』、177-179頁。
- 50 Steven E. Ozment, The Reformation in the Cities. The Appeal of Protestantism to Sixteenth-Century Germany and Switzerland, New Heaven/London, 1975, pp. 121-131; Heinrich Richard Schmidt, Konfessionalisierung im 16. Jahrhundert, München 1992, S. 7f.
- 51 Goertz, Pfaffenhaß, S. 159f.
- 52 渡邊伸『宗教改革と社会』京都大学学術出版会、2001年、414-420頁。
- 53 Moeller, Reichsstadt und Reformation, S. 25ff.; メラー『帝国都市と宗教改革』、44-45頁；Blickle, Die Reformation im Reich, S.126; ブリックレ『ドイツの宗教改革』、178頁。
- 54 Berndt Hamm, Reformation „von unten“ und Reformation „von oben“. Zur Problematik reformationshistorischer Klassifizierungen, in: Hans R. Guggisberg und Gottfried G. Krodel (Hg.), Die Reformation in Deutschland und Europa: Interpretationen und Debatten, Heidelberg 1993, S. 256-293.
- 55 Robert Hermann Lutz, Wer war der gemeine Mann? Der dritte Stand in der Krise des Spätmittelalters, München/Wien 1979.
- 56 Bob Scribner, Communities and the Nature of Power, in: Bob Scribner (ed.), Germany. A New Social and Economic History, Vol.1 1450-1630, London/New York/Sydney/Auckland, 1996, pp. 294, 297, 301, 308-310, 314, 319.
- 57 Greyerz, S. 39.
- 58 研究史の概観は以下を参照。Merry Wiesner-Hanks, Gender and the Reformation, in: Archiv für Reformationsgeschichte 100, 2009, S. 350-365; Kirs Stjerna, Women and the Reformation, Malden/Oxford, 2009, pp. 5-7. ただし、ヴィースナー・ハンクスは、めざましい女性史・ジェンダー史研究の質的・量的発展にもかかわらず、近年でも宗教改革の概説書のほとんどでは、依然として女性や結婚に関する記述は、わずかなページで触れられるのみであり、その研究成果は主流派の宗教改革研究に組み入れられていないと指摘している。(p. 364)
- 59 Goertz, Pfaffenhaß, S. 160.
- 60 近年の宗教改革に関する研究動向については、以下を参照。Thomas Kaufmann, Die deutsche Reformationsforschung seit dem Zweiten Weltkrieg, in: Archiv für Reformations-

- geschichte 100, 2009, S. 15-47; Thomas Brady Jr., From Revolution to the Long Reformation: Writings in English on the German Reformation, 1970-2005, in: Archiv für Reformationsgeschichte 100, 2009, S. 48-64; Mörke, Die Reformation; Ehrenpreis u. a., Reformation und konfessionelles Zeitalter. カウフマンは、1990年代以降の宗教改革研究では、問題意識に大きな変化が起こったと指摘している。90年代以降大きく取り上げられるようになったテーマは以下の三つである。一つ目は、宗教改革の単一性と多様性の問題、二つ目はラインハルトやシリnkの宗派化論の影響で関心が16世紀初期から後期へ移行したこと、三つ目は時代の大変革という宗教改革の伝統的評価が相対化され、中世との連続性が強調されるようになり、中世後期から17世紀まで長いスパンで宗教改革を理解するようになったことである。(S. 42-46) 彼は、都市宗教改革が中心的な地位を果たしていたのは1962年のメラーの研究の登場から約20年間だと評価している。(S. 34)
- 61 ミュンスター再洗礼派の研究史については、以下を参照。Karl-Heinz Kirchhoff, Das Phänomen des Täuferreiches zu Münster 1534/35, in: F. Petri (Hg.), Der Raum Westfalen 6. Fortschritte der Forschung und Schulbilanz 1, Münster 1989, S. 310-335; Klötzer, Missachtete Vorfahren, S. 54.
- 62 C. A. Cornelius, Geschichte des Münsterischen Aufruhrs, Erstes Buch. Die Reformation, Leipzig 1855. (以下「C1」); C. A. Cornelius, Geschichte des Münsterischen Aufruhrs, Zweites Buch. Die Wiedertaufe, Leipzig 1860. (以下「C2」)
- 63 Karl Kautsky, Die Vorläufer des neueren Sozialismus, Zweiter Band, Der Kommunismus in der deutschen Reformation, 6. unveränderte Auflage, Stuttgart/Berlin 1921, S. 229-332., カウツキーのミュンスター再洗礼派観については、以下も参照。Jochen Oltmer und Anton Schindling, Der soziale Charakter des Täuferreiches zu Münster 1534/1535. Anmerkungen zur Forschungslage, in: Historisches Jahrbuch 110, 1990, S. 477f.
- 64 Gerhard Brendler, Das Täuferreich zu Münster 1534/35, Berlin 1966. ブレンドラーの著作の詳しい紹介。阿部謹也「ゲルハルト・ブレンドラー著『ミュンスター再洗礼派王国1534・35』」『商学研究』17(3)、1967年、83-105頁。
- 65 KIR.
- 66 Heinz Schilling, Aufstandsbewegungen in der stadtbürgerlichen Gesellschaft des Alten Reiches. Die Vorgeschichte des Münsteraner Täuferreiches, 1525-1534, in: Hans-Ulrich Wehler (Hg.), Der Deutsche Bauernkrieg 1524-1526, Göttingen 1975, S. 193-238.
- 67 倉塚平「ミュンスターの宗教改革—再洗礼派千年王国への道—」中村賢二郎他編『宗教改革と都市』260-316頁; Taira Kuratsuka, Gesamtgilde und Täufer: Der Radikalisierungsprozeß in der Reformation Münsters: Von der reformatorischen Bewegung zum Täuferreich 1534/34, in: Archiv für Reformationsgeschichte 76, 1985, S. 231-270.
- 68 R. Po-Chia Hsia, Münster and the Anabaptists, in: R. Po-Chia Hsia (ed.), The German People and the Reformation, Ithaca/London 1988, pp. 51-69.
- 69 Ralf Klötzer, Hoffnungen auf eine andere Wirklichkeit. Die Erwartungshorizonte in der Täufer-

stadt Münster 1534/35, in: Norbert Fischer und Marion Kobelt-Groch (Hg.), *Aussenseiter zwischen Mittelalter und Neuzeit. Festschrift für Hans-Jürgen Goertz zum 60. Geburtstag*, Leiden/New York/Köln 1997, S. 155ff.

- 70 Kirchhoff, *Das Phänomen*; Ernst Laubach, *Reformation und Täuferherrschaft*, in: Franz-Josef Jakobi (Hg.), *Geschichte der Stadt Münster*, Bd. 1, Münster 1993, S. 145-216; Ralf Klötzer, *Die Täuferherrschaft von Münster. Stadtreformation und Welterneuerung*, Münster 1992. (以下「K12」)
- 71 Kirchhoff, *Das Phänomen*, S. 361-413; Laubach, *Reformation und Täuferherrschaft*, S. 174f. キルヒホフは、1985年にすでに終末期待に焦点を当てた論文を上梓している。Karl-Heinz Kirchhoff, *Die Endzeiterwartung der Täufergemeinde zu Münster 1534/35. Gemeindebildung unter dem Eindruck biblischer Verheißungen*, in: *Jahrbuch für Westfälische Kirchengeschichte* 78, 1985, S.19-42.
- 72 K12, S. 13f., 70, 199-207.
- 73 両者の論争については、以下を参照。James M. Stayer, *Unsichere Geschichte: Der Fall Münster (1534/35). Aktuelle Probleme der Forschung*, in: *Mennonitische Geschichtsblätter* 59, 2002, S. 63-78; Klötzer, *Missachtete Vorfahren*, S. 41-63. 両者の直接の論争。Ralf Klötzer - Ernst Laubach, *Kontroverse Fragen zur Täuferherrschaft in Münster. Eine Podiumsdiskussion*, in: *Westfälische Zeitschrift* 162, 2012, S. 45-79.
- 74 近年の研究の概要については以下を参照。Stayer, *Unsichere Geschichte*; Klötzer, *Missachtete Vorfahren*. 2000年以降に出た以下の研究は、いずれもミュンスターで成人洗礼が始まった後の時期に主眼を置いている。Hubertus Lutterbach, *Der Weg in das Täuferreich von Münster. Ein Ringen um die heilige Stadt*, *Geschichte des Bistums Münster*, Bd. 3, Münster 2006; Ralf Klötzer, *Herrschaft und Kommunikation. Propheten, König und Stadtgemeinde im täuferischen Münster 1534/35*, in: Anselm Schubelt, Astrid von Schlachta und Michael Driedger (Hg.), *Grenzen des Täuferniums / Boundaries of Anabaptism. Neue Forschungen. Beiträge der Konferenz in Göttingen vom 23.-27. 08. 2006*, Heidelberg 2009, S. 326-345; Claus Bernet, *The Concept of the New Jerusalem among Early Anabaptists in Münster 1534/35. An Interpretation of Political, Social and Religious Rule*, in: *Archiv für Reformationsgeschichte* 102, 2011, S. 175-194; Günter Voger, *Die Täuferherrschaft in Münster und die Reichsstände. Die politische, religiöse und militärische Dimension eines Konflikts in den Jahren 1534 bis 1536*, Gütersloh 2014; 永本哲也「帝国諸侯による「不在」の強制と再洗礼派による抵抗 - 1534 - 35年ミュンスター包囲戦における言論闘争と支援のネットワーク形成」『歴史学研究』947、2016年8月号、36-47頁。以下の研究は、同時代あるいは後世における反応を扱っている。Sigrun Haude, *In the Shadow of „Savage Wolves“: Anabaptist Münster and the German Reformation During the 1530s*, Boston/Leiden/Cologne, 2000; Katja Schupp, *Zwischen Faszination und Abscheu: Das Täuferreich von Münster*, Münster/Hamburg/London 2002. ルッターバッハの著作には、再洗礼派統治前に関する記述も多いが、著作全体の主眼は第二部で扱われている

- ミュンスター再洗礼派の神学的な考えに置かれており、歴史に関する記述はクレツァーらの先行研究から大きく外れるものではない。
- 75 Willem De Bakker, Michael Driedger und James Stayer, Bernhard Rothmann and the Reformation in Münster, 1530-35, Kitchener, 2008. この本は、元々デ・バックァーが1987年にシカゴ大学に提出した博士論文に、シュテイヤーとドリートガーが手を加えたものである。
- 76 この中でデ・バックァーらは、ミュンスターの宗教改革の発展が近隣都市のそれから逸脱していたわけではないこと、その性格は改革派の宗教改革と共通する部分が多いことを示し、ミュンスターの宗教改革が必ずしも特殊でないと評価した。(pp. 6, 215-221) さらに、ロートマンが、下ライン地方の説教師達や低地地方のメルヒオール派など市外の急進派から受けた影響を強調している。(pp. 221-224) また、この本ではミュンスター宗教改革をめぐる市内外の諸勢力の政治的関係についても触れられているが、ミュンスター住民間の力関係よりも、ミュンスター司教や司教座聖堂参事会と市参事会との外交関係に重点が置かれている。
- 77 Franz Petri, Das Reich der Wiedertäufer zu Münster. Ein frühbürgerlicher Vorläufer der proletarischen Revolution des 20. Jahrhunderts?, in: Werner Besch, Klaus Fehn, Dietrich Höroldt, Franz Irsigler und Matthias Zender (Hg.), Die Stadt in der europäischen Geschichte. Festschrift Edith Ennen, Bonn 1972, S. 635.
- 78 Schilling, Aufstandsbewegung, S. 229; 倉塚平「ミュンスターの宗教改革」、305-306頁。
- 79 Oltmer u. a., S. 481-484.
- 80 KIR, S. 40; Ders., Die landständischen Schatzungen des Stifts Münster im 16. Jahrhundert, in: Westfälische Forschungen 14, 1961, S. 117-133; Karl Josef Uthmann, Sozialstruktur und Vermögensbildung im Hildesheim des 15. und 16. Jahrhunderts, Bremen/Horn 1957, S. 8.
- 81 KIR, S. 39.
- 82 KIR, S. 39ff. キルヒホフは、100グルデン以下の価値の不動産を持つ31.6%の再洗礼派を貧困層としているが、ヒルデスハイムに関しては15ヒルデスハイム・マルク以下の財産を持つ課税対象者43.2%を(Uthmann, S. 33)、エギディ市区に関しては2シリंक以下を課税された35.1%を貧困層だと見なしている。そして両者の貧困層の比率を比較し、再洗礼派の貧困層の比率が異常なものではないと評価している。しかし、彼はヒルデスハイムの15マルクが、ミュンスターにおける100グルデンと同等の価値だということを示しているわけではない。また、エギディ市区の租税記録から分かるのは課税額だけであり、課税対象者の財産評価額は不明である。このように100グルデンを貧困層の上限だという基準はヒルデスハイムとエギディ市区については適用されないままであり、比較はかなり恣意的な基準設定に基づいて行われている。同様の方法上の問題は、永本哲也「宗教改革期ミュンスターの社会運動(1525-35年)と都市共同体—運動の社会構造分析を中心に—」『西洋史研究』新輯第37号、2008年、106頁にも当てはまる。
- 83 既に1990年にオルトマーとシントリンクは、カウツキーからキルヒホフ、シリंकまでのミュンスター再洗礼派の社会構造研究を総括し、既存の研究の分析には不備があり、

証言能力を持たないと結論づけた。Oltmer u. a., S. 491. キルヒホフ以降でミュンスター再洗礼派の社会階層を全面的に再検討した研究は存在しないが、部分的に修正または補足的なかたちで言及した研究は存在する。倉塚平は、キルヒホフの研究の不備を指摘している。キルヒホフの財産階層分布には無産市民が含まれていないという制約があること、都市貴族と一流のホノラツィオーレンからなる門閥市民と二流のホノラツィオーレンを区別していないことである。倉塚平「ミュンスター千年王国と社会層」『明治大学社会科学研究所年報』22、1982年、34-43頁。シャーはミュンスター占領後の1548-50年の4つの市区の租税記録から住民の財産階層分布を算出し、7-12シリングを課税された中層に属する住民が課税対象者全体の2.7%と極度に少ないことを明らかにした。彼はこの数字を、この階層の住民から多くの再洗礼派が排出されたために、1550年にもその影響が残り続けていたことを示す証だと解釈している。つまり、中層の手工業者が特に再洗礼主義を信奉する傾向が強かったと見なしている。しかし、彼が作成した財産階層分布を見ると、分布の少し上の1グルデン（22シリング）を課税された者がその前後と比べて極度に多くなっている。R. Po-chia Hsia, *Society and Religion in Münster, 1535-1618*, New Haven/London, 1984, pp. 28f. このことは、単純に財産額に一定の比率を掛けて課税額を決めていたのではなく、その前後の財産の所有者の多くが切りの良い数字である1グルデンで算出された可能性を示している。つまり、シャーが指摘した中層の極端な少なさの原因は、再洗礼派が多かったためではなく、課税額算定方法による可能性が高い。このことは占領直後の1539年のエギディ市区の財産階層分布によって裏付けられる。キルヒホフが1539年の租税記録を用いて作成した財産階層分布では、7-12シリングを課税された住民は全体の15.7%を占めている。KIR, S. 40. その代わりに1グルデンの課税者は2.9%と少数に過ぎない。占領後15年経った時期の数字から、再洗礼派の財産階層を逆算するという推論にも無理があり、シャーの推論は妥当なものではないと考えられる。また、デ・バックー等による著作には、人口に関する3頁の短い補遺が掲載されている。この補遺は、キルヒホフが推定した数字に依拠しながら、それを再解釈したものであり、キルヒホフの推論が抱えている様々な問題を解決するものにはなっていない。De Bakker u. a., pp. 225-227.

- 84 ミュンスター再洗礼派女性に関する研究は、以下の通りである。A. J. Jelsma, *De Koning en de Vrouwen; Münster 1534-1535*, in: *Gereformeerd theologisch Tijdschrift* 75, 1975, pp. 82-107; ders., *The King and the Women: Münster 1534-35*, in: ders., *Frontiers of the Reformation. Dissidence and Orthodoxy in Sixteenth-Century Europa*, Aldershot/Brookfield/Singapore/Sydney, 1998, pp. 52-74; Edith Eymann, *Die Täuferbewegung in Münster 1534/35 unter der besonderen Berücksichtigung des Emanzipationsprozesses von Frauen und ihre Darstellung in der Historiografie*, Diplomarbeit am Fachbereich Erziehungswissenschaften der Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main, 1985 (ungedruckt); Marion Kobelt-Groch, *Aufsässige Töchter Gottes. Frauen im Bauernkrieg und in den Täuferbewegungen*, Frankfurt 1993; D. Jonathan Grieser, *A Tale of Two Convents: Nuns and Anabaptists in Münster, 1533-1535*, in: *Six-*

- teenth Century Journal 26, 1995, pp. 31-47; Rita Kauder-Steiniger, Täuferinnen - Opfer oder Heldinnen? Spurensuche nach den Frauen in Münster während der Reformation und der Täuferherrschaft, in: Barbara Rommé (Hg.), Das Königreich der Täufer in Münster - Neue Perspektiven, Münster 2003, S. 13-40; C. Arnold Snyder und Linda A. Huebert Hecht (eds.), Profiles of Anabaptist Women. Sixteenth-Century Reforming Pioneers, Waterloo, 1996, pp. 288-304; Ernst Laubach, Beobachtungen zur Rolle von Frauen in den deutschen Täufergemeinschaften des 16. Jahrhunderts, in: Zeitschrift für historische Forschung 29, 2002, S.57-77.
- 85 田中淳、土屋淳二『集合行動の社会心理学』北樹出版、2003年、68-69、125-127頁。
- 86 例えば、アインヴォーナー男性は、経済的には下層に所属し、他の階層よりも未婚である可能性、年齢的に若者である可能性が高いなど、様々な属性を備えている。
- 87 諸属性は、相互に強い相関関係があっても、当然のことながら必ずしも完全には一致しない。例えば、アインヴォーナー層の成人男性の中には、他の社会階層の成人男性と比べて貧困層や若者が多く含まれていたはずであるが、全員が貧困層や若者であったわけではない。しかし、諸属性の相関関係の強さを厳密に判定することは史料上の問題から不可能であるので、本書では相互の属性の相関関係の程度は無視し、強い相関関係を想定できるかどうか単に単純化して分析を進める。属性同士の相関関係については本書2.6を参照。
- 88 代表的な研究としては、倉塚平「ミュンスターの宗教改革」; K12; Lutterbach, Der Weg in des Täuferreich von Münster. ロートマンの思想に関する研究には以下がある。James M. Stayer, The Münsterite Rationalization of Bernhard Rothmann, in: Journal of the History of Ideas 28, 1967, pp. 179-192; Martin Brecht, Die Theologie Bernhard Rothmanns, in: Jahrbuch für westfälische Kirchengeschichte 78, 1985, S. 49-82; W. J. De Bakker, Bernhard Rothmann: Civic Reformer in Anabaptist Münster, in: Irvin Buckwalter Horst (ed.), The Dutch Dissenters. A Critical Companion to their History and Ideas, Leiden, 1986, pp. 105-116; De Bakker u. a., Bernhard Rothmann. ロートマンの人物像については、以下も参照。Hubertus Lutterbach, Bernhard Rothmann (1495-1535) aus Stadtlohn. Mitbegründer des „Neuen Jerusalems“ in Münster, in: Ulrich Söbbing (Redaktion), Auf dein Wort hin. 1200 Jahre Christen in Stadtlohn, Stadtlohn 2000, S. 100-105.
- 89 Goertz, Pfaffenhaß; Goertz, Antiklerikalismus. 反教権主義については、1990年に開かれた国際シンポジウムを基にした大部の論文集が出版されている。Peter A. Dykema und Heiko A. Oberman (eds.), Anticlericalism in Late Medieval and Early Modern Europe, Leiden/New York/Köln, 1994. 研究史については以下を参照のこと。Greyerz, S. 23ff.; Mörke, Die Reformation, S. 121-125.
- 90 Goertz, Antiklerikalismus, S. 12. 反教権主義という用語の利用については、シュライナーによる上記の論文集の書評で批判が加えられている。彼は、反教権主義という用語は19世紀に生まれたものであり、条件が違う中世後期から近世の状況を示すために利用することが適切なのかと疑問を呈している。Klaus Schreiner, Gab es im Mittelalter und in der

- frühen Neuzeit Antiklerikalismus?, in: Zeitschrift für historische Forschung 21, 1994, S. 513-521. しかし、用語の選択の仕方が妥当かはともかく、中世後期から近世にかけて聖職者への批判や攻撃が広く見られたことは確実であり、それを表す際に「反教権主義」という用語を使うことは既に定着しているため、本書でも分析概念としてこの呼び方を用いる。
- 91 Heiko A. Oberman, Anticlericalism as an Agent of Change, in: Dykema et. al. (eds.), Anticlericalism, S. x.
- 92 Goertz, Antiklerikalismus, S. 12-18.
- 93 Goertz, Pfaffenhaß, S. 89, 109-118; Goertz, Antiklerikalismus, S. 18.
- 94 Goertz, Antiklerikalismus, S. 16.
- 95 Goertz, Pfaffenhaß, S. 248f.
- 96 Goertz, Antiklerikalismus, S. 18f., 117f.
- 97 Kl2, S. 16.
- 98 エーバーハルトや田中俊之によれば、「公共の福利」は12世紀以降君主の役割や義務を示す理念として生まれ、13世紀以降その担い手が市参事会や市民など、君主以外にも広げられていった。Winfried Eberhard, Der Legitimationsbegriff des „Gemeinen Nutzens“ im Streit zwischen Herrschaft und Genossenschaft im Spätmittelalter, in: Joerg O. Fichte, Karl Heinz Göller und Bernhard Schimmelpfennig (Hg.), Zusammenhänge, Einflüsse, Wirkungen. Kongressakten zum ersten Symposium des Mediävistenverbandes in Tübingen, 1984, Berlin/New York 1986, S. 241-254; 田中俊之「ドイツ中世都市における「公共の福利」理念」『史林』76-6、1993年、41-73頁。ブリックレは、「公共の福利 gemeiner Nutzen」は、元々都市や農村共同体の平民の理念であり、諸侯に受け入れられたのはようやく16世紀になってからだと言った。Peter Blickle, Kommunalismus, Parlamentarismus, Republikanismus, in: Historische Zeitschrift 242, 1986, S. 540ff. しかし、このブリックレの見解は、田中やイーゼンマンによって批判されている。田中俊之、72頁; Eberhard Isenmann, The Notion of the Common Good, The Concept of Politics, and Practical Policies in Late Medieval and Early Modern German Cities, in: Elodie Lecuppre-Desjardin, and Anne-Laure van Bruaene (eds.), De Bono Comuni. The Discourse and Practice of the Common Good in the European City (13th-16th c.), Turnhour, 2010, p. 108, A.7.
- 99 Winfried Eberhard, “Gemeiner Nutzen” als oppositionelle Leitvorstellung im Spätmittelalter, in: Manfred Gerwing und Godehard Ruppert (Hg.), Renovatio et reformatio: Wider das Bild vom “finsternen” Mittelalter. Festschrift für Ludwig Hödl zum 60. Geburtstag, Münster 1985, S. 200f.
- 100 Eberhard, Der Legitimationsbegriff, S. 249ff.; Eberhard, “Gemeiner Nutzen”, S. 203-208.
- 101 Blickle, Kommunalismus, S. 540-544.
- 102 Eberhard, Der Legitimationsbegriff, S. 241-54; Eberhard, “Gemeiner Nutzen”, S. 195-214; 田中俊之、55-61頁。
- 103 Peter Blickle, Kommunalismus. Begriffsbildung in heuristischer Absicht, in: Historische Zeitschrift. Beihefte Neue Folge, Vol. 13, Landgemeinde und Stadtgemeinde in Mitteleuropa. Ein

- struktureller Vergleich, 1991, S. 21.
- 104 Blickle, Reformation im Reich, S. 172-179; ブリックレ『ドイツの宗教改革』238-248頁; Berndt Hamm, Bürgertum und Glaube. Konturen der städtischen Reformation, Göttingen 1996, S. 58-63.
- 105 Peter Hibst, *Utilitas Publica - Gemeiner Nutz - Gemeinwohl*. Untersuchungen zur Idee eines politischen Leitbegriffes von der Antike bis zum späten Mittelalter, Frankfurt am Main/Berlin/New York/Paris 1991, S.1; 田中俊之, 42頁; Isenmann, *The Notion of the Common Good*, S. 111 A. 26. ブリックレは、「*bonum commune*」や「*utilitas publica*」など古代の伝統を引き継ぐ概念は、ドイツにおける「*gemeiner Nutz*」と直接結びついていないと考え、これらの概念を区別している。彼によれば「*gemeiner Nutzen*」は元々君主の支配の正当性に関わる概念ではなく、都市や農村共同体における共同体的な規範を示す概念であったという。Peter Blickle, *Der Gemeine Nutzen*. Ein kommunaler Wert und seine politische Karriere, in: Herfried Münkler und Harald Bluhm (Hg.), *Gemeinwohl und Gemeinsinn*. Historische Semantiken politischer Leitbegriffe, Berlin 2001, S. 85-107. しかし、「*bonum commune*」などのラテン語の表現と「*gemeiner Nutz*」といったドイツ語の表現を、同じ理念を示すものだと見なす研究者が現在でも大勢を占めている。また本書で扱う史料にも見られるように、「公共の福利」を扱う表現は極めて多様であった。ケルゼンブロークの年代記では公共の福利を示す多様なラテン語表現が使われている。「*reipublicae commodis*」、「*reipublicae salutem*」(MGQ5, S. 153);「*publicum emolumentum*」「*commoda omnium et singulorum civium*」(MGQ5, S. 218);「*plebeia salute*」(MGQ5, S. 219);「*patriae incolumitas*」(MGQ6, S. 446)。ドイツ語でも1532年に出されたゲマインハイトの請願書では「*nutticheit vnd salicheit disser gemeine*」(SMTG1, S. 86)、1533年に締結された宗教協定では「*gemeines nutz*es」(Robert Stupperich, Dr. Johann von der Wyck. Ein münsterscher Staatsmann der Reformationszeit, in: *Westfälische Zeitschrift* 123, 1973, S. 36. 以下「Wyck」)、1533年にミュンスターで公布された『規律規則』では「*gemeinen besten*」(C2, S. 327)など、様々な表現が使われている。そのため、本書では「*gemeiner Nutzen*」を他の様々な表現と区分して扱うことはしない。
- 106 川名洋『イギリス近世都市の「公式」と「非公式」』創文社、2010年。
- 107 川名洋、6-7頁。
- 108 川名は、「公式な領域」と「非公式な領域」とは別に、二つの領域が重なり合う「混在域」という分析的枠組みを使っている。川名、271-299頁。「混在域」は市場や住居などの空間を想定した概念である。本書では都市社会そのものではなく、都市で生じた社会運動を分析対象にしているために、川名とは必要なアプローチ方法が異なる。そのため、本書では「混在域」という概念を使用せず、「公式な領域」「非公式な領域」の区分や定義も、社会運動で用いるために最適化している。
- 109 マルク・ブロック著、堀米庸三監訳『封建社会』岩波書店、1995年、283-285頁。
- 110 オットー・ブルンナー「ヨーロッパ史における都市と市民」オットー・ブルンナー著、石井紫郎他訳『ヨーロッパ―その歴史と精神』岩波書店、1974年、342頁。

- 111 Heinz Schilling, Gab es im späten Mittelalter und zu Beginn der Neuzeit in Deutschland einen städtischen „Republikanismus“? Zur Politische Kultur des alteuropäischen Stadtbürgertums, in: Schorn-Schütte u. a. (Hg.), *Ausgewählte Abhandlungen*, S. 157-204; 渋谷聡『『近世的都市共和主義』の展開と終息 神聖ローマ帝国とアーバン・ベルト地帯のはざまから』小倉欣一編『近世ヨーロッパの東と西 共和国の理念と現実』山川出版社、2004年、170-195頁；高津秀之『ドイツ近世都市ケルンの共和主義—ヘルマン・ヴァインスベルクの回想録にみる参事会と市民の政治的対話—』早稲田大学提出博士論文、2012年、5-9頁（未刊行）。
- 112 Schilling, Gab es, S. 180ff.
- 113 Schilling, Gab es, S.165-179, 200f.
- 114 Ulrich Meier und Klaus Schreiner, *Regimen civitatis. Zum Spannungsverhältnis von Freiheit und Ordnung in alteuropäischen Stadtgesellschaften*, in: Klaus Schreiner und Ulrich Meier (Hg.), *Stadtreigiment und Bürgerfreiheit. Handlungsspielräume in deutschen und italienischen Städten des Späten Mittelalters und der Frühen Neuzeit*, Göttingen 1994, S. 15-18; 高津秀之の「誰が全ての決定権をもつのか—近世ケルン市のワイン税徴収をめぐる—」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』46(4)、2000年、33-44頁。
- 115 Luise Schorn-Schütte, *Obrigkeitskritik und Widerstandsrecht. Die politica christiana als Legitimitätsgrundlage*, in: Luise Schorn-Schütte (Hg.), *Aspekte der politischen Kommunikation in Europa des 16. und 17. Jahrhunderts*, *Historische Zeitschrift Beihefte* (Neue Folge), Band 39, München 2004, S. 204.
- 116 都市宗教改革の発展段階については、主に以下を参考にした。Greyerz, S. 47f.; Hamm, *Bürgertum und Glaube*, S. 120.
- 117 Ozment, p. 131.
- 118 Hans-Christoph Rublack, *Reformatorische Bewegung und städtische Kirchenpolitik in Esslingen*, in: Ingrid Batori (Hg.), *Städtische Gesellschaft und Reformation*, Stuttgart 1980, S. 191-220.
- 119 Mörke, *Rat und Bürger*, S. 172-225.
- 120 Wilfried Ehbrecht, *Verlaufsformen innerstädtischer Konflikte in nord- und westdeutschen Städten im Reformationszeitalter*, in: Bernd Moeller (Hg.), *Stadt und Kirche im 16. Jahrhundert*, 1978, Gütersloh, S. 27-47.
- 121 Joseph Niesert (Hg.), *Münsterische Urkundensammlung*, Bd. 1, Coesfeld 1826.（以下 N1）
- 122 Joseph Niesert (Hg.), *Beiträge zu einem Münsterischen Urkundenbuche aus vaterländischen Archiven*, 1. Band. Erste Abtheilung, Münster 1823.（以下 N2）
- 123 C1, 214-297; C2, S. 240-413.
- 124 Robert Stupperich (Hg.), *Die Schriften der Münsterischen Täufer und ihrer Gegner*, 1. Teil, *Die Schriften Bernhard Rothmanns*, Münster 1970（以下「SMTG1」）; Ders. (Hg.), *Die Schriften der Münsterischen Täufer und ihrer Gegner*, 2. Teil, *Schriften von katholischer Seite gegen die Täufer*, Münster 1980（以下「SMTG2」）; Ders. (Hg.), *Die Schriften der Münsterischen Täufer und ihrer Gegner*, 3. Teil, *Schriften von evangelischer Seite gegen die Täufer*, Münster 1983.（以

- 下「SMTG3」] ロートマンの印刷された著作については以下を参照。Bertram Haller, Bernhard Rothmanns gedruckte Schriften. Ein Bestandsverzeichnis, in: Jahrbuch für Westfälische Kirchengeschichte 78, 1985, S. 83-102.
- 125 C. A. Cornelius (Hg.), Berichte der Augenzeugen über das münsterische Wiedertäuferreich, Die Geschichtsquellen des Bistums Münster, Zweiter Band, Münster 1853, Neudruck 1965. (以下「MGQ2」)
- 126 Hans-Joachim Behr (Bearbeitet), Franz von Waldeck. Fürstbischof zu Münster und Osnabrück, Administrator zu Minden (1491-1553). Sein Leben in seiner Zeit, Teil 2: Urkunden und Akten, Münster 1998. (以下「Behr2」)
- 127 MGQ5; MGQ6. この年代記は、1566年以降に書き始められ、1583年には完成していた。MGQ2, S. XXXVIIIff. この年代記にはドイツ語訳と英語訳が存在するが、適宜これらの翻訳を参照した。ドイツ語訳は1771年に初版が出版された古いものであり、1929年に序文を付加され再版されている。Hermann von Kerksenbroick, Geschichte der Wiedertäufer zu Münster in Westfalen. Aus einer lateinischen Handschrift des Hermann von Kerksenbroick übersetzt, dritte Aufl., Originalgetreue Wiedergabe des Erstdruckes von 1771, Münster 1929. しかしこの翻訳は信頼性が低いため、主に英訳を参照した。Hermann von Kerksenbrock, Narrative of the Anabaptist Madness. The Overthrow of Münster, the Famous Metropolis of Westphalia, Translated with Introduction and Notes by Christopher S. Mackay, Leiden/Boston, 2007. ケルゼンブローック自身については、以下を参照。H. Detmer, Hermann von Kerksenbrock's Leben und Schriften, Münster 1900.
- 128 MGQ2, S. LVI, LX.
- 129 MGQ5, S. 1-125.
- 130 MGQ2, S. 46f.
- 131 MGQ2, S. XLIII-LX.
- 132 Klötzer, Missachtete Vorfahren, S. 46f.; De Bakker u.a., S. 9f.; Klötzer und Laubach, Kontroverse, S. 47.
- 133 Heinrich Detmer (Hg.), Ungedruckte Quellen zur Geschichte der Wiedertäufer in Münster, in: Zeitschrift für vaterländische Geschichte und Altertumskunde 51, 1893, S. 90-118. (以下「WZ51」)
- 134 Nicolai Holtmanni, Historia sui temporis ab anno MDXVI usque ad annum MDXXXIX, in: D. Möhlmann (Hg.), Stadae, 1844.
- 135 Chronik des Schwesterhauses Marienthal, genannt Niesinck, in Münster, in: MGQ2, S. 419-441.
- 136 Rudolf Schulze, Klosterchronik Überwasser während der Wirren 1531-33, in: Eduard Schulte (Hg.), Quellen und Forschungen zur Geschichte der Stadt Münster i. W., 2. Band, Münster 1924-26, S. 149-165.
- 137 Henricus Dorpius, Warhafftige Historie, in: SMTG3, S. 220-245. この著作はハインリヒ・ドルピウス名義で出版されたが、ドルピウスという名の人物がミュンスターに赴いたという

- 記録はないため、これは偽名であると目されている。シュトウツペリヒは、ミュンスター占領後再洗礼派指導者たちの審問を行ったヘッセンの神学者アントニウス・コルヴィヌスが実際の著者であると推測している。Robert Stupperich, *Wer war Henricus Dorpius Monasteriensis? Eine Untersuchung über den Verfasser der „Warhaftigen Historie, wie das Evangelium zu Münster angefangen und danach, durch die Wiederteuffer verstöret, widder aufgehöret hat.“* Wittenberg 1536, in: *Jahrbuch des Verreins für westfälische Kirchengeschichte* 51/52, 1958/59, S. 150-160.
- 138 MGQ2, S. 1-214. 邦訳は、ハインリヒ・グレシュベク著、C. A. コルネリウス編、倉塚平訳『千年王国の惨劇 ミュンスター再洗礼派王国日撃録』平凡社、2002年。（以下「惨劇」）コルネリウスが刊行したダルムシュタット版は、オリジナルではなく、ケルン市立文書館に収められていた手稿本が原本である。ケルン版は未刊行であり、2009年に文書館が倒壊して史料も行方不明になっているため、本書ではダルムシュタット版を利用している。Vgl. Ernst Laubach, *Habent sua fata libelli. Zu zwei Werken über die Täuferherrschaft in Münster*, in: *Westfälische Zeitschrift* 143, 1993, S. 32-51.
- 139 Ralf Klötzer, *Die Verhöre der Täuferführer von Münster vom 25. Juli 1535 auf Haus Dülmen. Edition der Protokolle sowie der vorbereitenden Fragenliste*, in: *Westfälische Zeitschrift* 155, 2005, S. 51-92. (以下 K11); Ders., *Die Verhöre der Täuferführer von Münster vom 25. Juli 1535 auf Haus Dülmen. Zwei Versionen im Vergleich*, in: *Mennonitische Geschichtsblätter* 59, 2002, S. 145-172.
- 140 KIR, S. 16-19, 57-62.
- 141 KIR, S. 93-266. 没収財産リストについては、以下も参照。Karl-Heinz Kirchhoff, *Die Häuser der Wiedertäufer in Münster 1535. Möglichkeiten der Auswertung einer Quellengruppe zur Geschichte der Stadt Münster*, in: *Westfälische Forschungen* 15, 1962, S. 140-143.
- 142 *Das Ketter-Bichtbok*, in: SMTG2, S. 133-224.
- 143 倉塚平「ミュンスター千年王国前史1～8」『政経論叢』明治大学政治経済研究所紀要47巻1号、1978年、1-68頁（以下「倉塚1」）；47巻2・3号、1978年、27-65頁（以下、「倉塚2」）；倉塚3；50巻1号、1981年、39-110頁（以下「倉塚4」）；52巻3・4号、1984年、1-64頁（以下「倉塚5」）；53巻1号、1984年、25-77頁（以下「倉塚6」）；53巻4・5・6号、1985年、225-276頁（以下「倉塚7」）；54巻1・2・3号、1986年、35-122頁（以下「倉塚8」）；Richard van Dülmen (Hg.), *Das Täuferreich zu Münster 1534-1535*, München 1974.
- 144 Goertz, Pfaffenhaß, S. 245-249.
- 145 ゲルツは、個々の運動を引きおこす原因や参加者の目的には多様性があり、目的も必ずしも最初から明確ではなかったことを指摘している。Goertz, Pfaffenhaß, S. 248f. 本書でも、2.2.2. で述べたように、目的が共通していたことを自明視していないので、社会運動の条件とはしない。そのため、社会運動の定義では、目的ではなく、参加者の集合行動やある程度の連続性を重視する。
- 146 D. Willoweit, *Obrigkeit*, in: Adalbert Erler und Ekkehard Kaufmann (Hg.), *Handwörterbuch zur*

- deutschen Rechtsgeschichte, 3. Band, Berlin 1984, S. 1171-1174.
- 147 ミュンスター市の統治制度については以下を参照。Gottfried Schulte, Die Verfassungsgeschichte Münsters im Mittelalter, in: D. Hellinghaus (Hg.), Quellen und Forschungen zur Geschichte der Stadt Münster i. W., Erster Band, Münster 1898, S. 1-160; 倉塚1; Uwe Goppold, Politische Kommunikation in den Städten der Vormoderne. Zürich und Münster im Vergleich, Köln/Weimar/Wien 2007.
- 148 ドームブルクの住民については Franz-Josef Jakobi, Bevölkerungsentwicklung und Bevölkerungsstruktur im Mittelalter und in der frühen Neuzeit, in: Franz-Josef Jakobi (Hg.), Geschichte der Stadt Münster, Bd. 1, Münster 1993, S. 512ff. ドームブルクの地理的境界については、Karl-Heinz Kirchhoff, Stadtgrundriß und topographische Entwicklung, in: Jakobi (Hg.), Geschichte der Stadt Münster, S. 447-484 を参照。
- 149 Jakobi, S. 487; MGQ5, S. 101.
- 150 都市の教会・教区についての概観は以下を参照。MGQ5, S. 26-75; Wilhelm Kohl, Kirchen und kirchliche Institutionen, in: Jakobi (Hg.), Geschichte der Stadt Münster, S. 535-573.
- 151 MGQ5, S. 105f.
- 152 Jakobi, S. 529ff.
- 153 倉塚1、2-7 頁。
- 154 MGQ5, S. 254.
- 155 Wilfried Ehbrecht, Rat, Gilden und Gemeinde zwischen Hochmittelalter und Neuzeit, in: Jakobi (Hg.), Geschichte der Stadt Münster, S. 117f.; MGQ5, S. 153.
- 156 MGQ5, S. 106; 倉塚1、13 頁。
- 157 倉塚1、61-62 頁。
- 158 倉塚1、26-27 頁。
- 159 MGQ5, S. 105f. 1520-1802 年までの選挙人は、以下を参照。Eduard Schulte, Die Kurgenossen des Rates 1520-1802, in: Eduard Schulte (Hg.), Quellen und Forschungen zur Geschichte der Stadt Münster i. w., 3. Band, Münster 1927, S. 117-203.
- 160 MGQ5, S. 208.
- 161 MGQ5, S. 106.
- 162 Schilling, Aufstandsbewegung, S. 198.
- 163 Robert Krumboltz, Die Gewerbe der Stadt Münster bis zum Jahre 1661, Leipzig 1898, S. 28. 本書は第一部と第二部でページ数が独立しているので、第一部のページ数を示すときは無表記、第二部のページ数を示すときは in 2. を付して表記する。MGQ5, S. 109; 倉塚1、61 頁。
- 164 倉塚1、61 頁。
- 165 Krumboltz, S. 28.
- 166 Krumboltz, S. 28f.; Ders., in 2, S. 5; 倉塚1、55-56 頁。長老を選ぶ4人は以下のように選ばれる。先ず32人のギルド長は8人ずつ4グループに分かれる。その後この4グループ内

で各自がさいころを投げ、最小の目を出した者4人が長老を選出する。

- 167 倉塚1、52-53頁。
- 168 倉塚1、9、24、58-60頁；Krumboltz, S. 22, 34-41.
- 169 Krumboltz, S. 41.
- 170 倉塚平「ミュンスターの宗教改革」、267-270頁。
- 171 Krumboltz, S. 35, 37.
- 172 Krumboltz, S. 21, 37f.
- 173 MGQ5, S. 112.
- 174 Krumboltz, S. 23; Ders., in 2, S. 16, 45. さらに Karl-Heinz Kirchhoff, Gilde und Gemeinschaft im Münster/Westfalen 1525-1534. Zur legalen Durchsetzung einer oppositionellen Bewegung, in: Wilfried Ehbrecht und Heinz Schilling (Hg.), Niederlande und Nordwestdeutschland. Studien zur Regional- und Stadtgeschichte Nordwestkontinentaleuropas im Mittelalter und in der Neuzeit, Köln/Wien 1983, S. 165, 169; SMTG1, S. 78.
- 175 Krumboltz, S. 34.
- 176 倉塚1、63頁。
- 177 Kirchhoff, Gilde und Gemeinschaft, S. 165.
- 178 Krumboltz, S. 16.
- 179 Krumboltz, S. 17, 22.
- 180 Ehbrecht, Rat, Geilden und Gemeinde, S. 117.
- 181 Kirchhoff, Gilde und Gemeinschaft, S. 165.
- 182 Kirchhoff, Gilde und Gemeinschaft, S. 169. „den gemeinen manne“ と „dat gemeine volk“ が同じ意味で使われている例は、Krumboltz, in 2, S. 16.
- 183 Krumboltz, S. 19f. ケルゼンブロークによれば以前は手工業者によって市参事会員が選ばれていた。MGQ5, S. 105.
- 184 MGQ2, S. 177; 倉塚1, S. 60; Krumboltz, S. 41.
- 185 下層民にどのような人々が含まれるかは、Eberhard Isenmann, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter. 1150-1500. Stadtgestalt, Recht, Verfassung, Stadtregiment, Kirche, Gesellschaft, Wirtschaft, Wien/Köln/Weimar 2012, S. 717. を参照。
- 186 近世では男児女兒共に、親元を離れ奉公に出た。また、農村から都市へ流入する者も多かった。Heide Wunder, „Er ist die Sohn', sie ist der Mond“. Frauen in der Frühen Neuzeit, München 1992 S. 41. プロイアーによればザクセンでは職人雇用に4種類あり、最短は8-14日の雇用に限られた。Helmut Bräuer, Gesellen im sächsischen Zunft Handwerk des 15. und 16. Jahrhunderts, Weimar 1989, S. 36.
- 187 Krumboltz, S. 82, 86; Franz Lethmate, Die Bevölkerung Münsters i. W. in der zweiten Hälfte des 16. Jahrhunderts, Münster 1912, S. 62.
- 188 都市における女性の地位については以下を参照。Ulrich Rosseaux, Städte in der Frühen Neuzeit, Darmstadt 2006, S. 55. ミュンスターでは女性はギルドにおいて、職人や徒弟と同様

に、正規のメンバー（Vollgenossen）ではなく庇護的メンバー（Schutzgenossen）という立場にあった。Krumboltz, S. 98ff. ミュンスターでは、1400年までの新市民の記録における女性の割合は3分の1に上っていた。そのため女性が市民権を得ることは可能であった。Günter Aders, Das verschollene älteste Bürgerbuch der Stadt Münster (1350-1531), in: Westfälische Zeitschrift 110, 1960, S. 38. ただし、たとえ市民権を持っていたとしても、他都市の女性市民同様政治への参加はできなかったはずである。Vgl. Barbara Studer, Frauen im Bürgerrecht. Überlegungen zur rechtlichen und sozialen Stellung der Frau in spätmittelalterlichen Städten, in: Rainer Christoph Schwinges (Hg.), Neubürger im späten Mittelalter. Migration und Austausch in der Städtelandschaft des alten Reiches (1250-1550), Zeitschrift für historische Forschung. Beiheft 30, Berlin 2002, S. 176f.